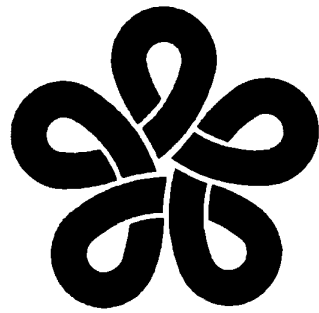


令和3年度

事業概要



令和3年7月

福岡県北筑後保健福祉環境事務所



はじめに

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に対し深く哀悼の意を表し、今も闘病生活を送られている方々の1日も早い回復を祈念申し上げます。

また、医療従事者の皆様、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に対しても、改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、知事を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、これまで、県民及び事業者の皆様にも、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮などの厳しい要請を行ってまいりました。

本県の新型コロナウイルス新規陽性者数は、本年5月12日に過去最多となり、また、当事務所管内におきましても、5月14日に過去最多の新規陽性者数が確認されました。

飲食店の皆様に対する休業・営業時間短縮要請や医療提供体制の強化等に対して、関係者の多くの方々にご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

このような中、当事務所におきましては、地域における保健・医療・福祉・環境行政の拠点として、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策のほか、地域医療の推進、食中毒対策、生活保護や児童福祉、廃棄物の適正処理の推進など、県民サービスの向上に積極的に取り組んできました。

これからも、地域の皆様が安全、安心で健康に暮らせるよう、関係機関と連携しながら、公衆衛生と福祉の向上、並びに健康増進に努めてまいります。

本資料は、令和2年度に当事務所が実施した事業をまとめたものです。
皆様に広く知っていただくとともに、今後の取組にご活用いただければ幸いです。

令和3年7月

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長 玉井 弘樹

目 次

I 管内の概要	1
1 位置及び概況	
2 地勢	
3 歴史・文化	
4 交通	
5 人口	
6 産業	
7 管内の市町村	
8 人口及び世帯数	
9 保健福祉事務所の沿革	
II 保健福祉環境事務所の組織体制	5
1 組織及び所掌事務	
2 各課(係)の所管業務一覧	
3 職員数	
III 業務の概要	8
総務企画課	8
1 総務係	
2 企画指導係	
(1) 医務関係業務	
(2) 地域医療・救急医療業務	
(3) 薬務関係業務	
(4) 厚生統計業務	
(5) 企画調整連絡業務	
(6) 学生・研修等の受け入れ	
(7) 医療従事者人権研修業務	
(8) その他の業務	
保護課	17
1 生活保護業務の実施	
2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み	
3 管内の概況	
健康増進課	19
1 健康増進係	
(1) 健康増進・栄養改善業務	
(2) 難病対策業務	
(3) 保健事業	

- (4) がん対策業務
- (5) 在宅医療推進事業
- (6) 原爆被爆者対策業務
- (7) 歯科保健事業
- (8) 保健活動推進調整事業
- (9) 母子保健業務

2 精神保健係

- (1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実
- (2) 精神保健福祉相談事業
- (3) 社会復帰促進事業
- (4) 自殺対策
- (5) アルコール依存症対策事業
- (6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業
- (7) ひきこもり対策推進事業
- (8) こころの健康づくり推進事業
- (9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会
- (10) 久留米市保健所との連携

保健衛生課 46

1 保健衛生係

- (1) 食品衛生
- (2) 動物行政業務
- (3) 生活衛生業務
- (4) 水道関係業務

2 感染症係

- (1) 感染症対策
- (2) 結核対策
- (3) 予防接種法

社会福祉課 62

- 1 高齢者福祉
- 2 介護保険
- 3 障がい者福祉
- 4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉
- 5 児童福祉
- 6 家庭児童相談
- 7 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

検査課 69

- 1 感染症検査業務
- 2 環境検査業務

3 食品検査業務

環境課 72

1 地域環境係

- (1) 環境啓発関係業務
- (2) 浄化槽関係業務
- (3) 温泉関係業務
- (4) 自然公園関係業務
- (5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

2 環境指導係

- (1) 廃棄物関係業務
- (2) 環境保全関係業務

資料 81

- ・ 令和元年北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態
- ・ 管内市町村別高齢化率及び管内将来推計人口
- ・ 県・北筑後保健福祉環境事務所、死因別順位及び死亡数の年次推移
- ・ 管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移
- ・ 北筑後保健福祉環境事務所管内の部位別にみた悪性新生物による死亡者数

管内の概要と組織体制

I 管内の概要

1 位置及び概況

当事務所の管轄区域は、県都福岡市の南東30kmに位置する朝倉市をはじめ、うきは市、小郡市、筑前町、大刀洗町、東峰村の3市2町1村で構成され、総面積551.59km²、令和2年10月1日現在で世帯数69,023戸、人口184,810人となっている。

2 地勢

本地域は、東西に33km、南北に約28kmの広がりを持った農山村地区で、北側は筑紫山系の砥上、古処、馬見等の山々及び釈迦岳を境に飯塚市、嘉麻市、田川郡と接している。南側のうち西部は久留米市と接し、東部は筑後川を越えてうきは市があり耳納山系によって八女市と接している。山々は本地域の中央に向かって高度を下げ、台地状となり西側の小郡、大刀洗地区は筑紫平野の一角を形成し、市街地、農地が散在している。中央部から東部にかけて朝倉市があり、その背後の山間部に東峰村が所在する。西側は佐賀県と筑紫野市に接し、東側は大分県と接している。

また、江川ダム、寺内ダム、合所ダム、藤波ダムは下流域地域の自治体や福岡市の水資源として重要な役割を担っている。

3 歴史・文化

朝倉市には弥生時代後期の多重環濠集落の国史跡「平塚川添遺跡」、うきは市には「若宮古墳群（日岡古墳（国指定史跡）、月岡古墳（出土品・発掘記録は国重要文化財）、塚堂古墳）」、小郡市には国重要文化財の「小郡若山遺跡土抗出土品（多鈕細文鑑2点、甕型弥生土器1点、弥生土器片1点）」や弥生時代の集落遺跡である県指定史跡「三沢遺跡」等、管内には数多くの遺跡、史跡が発見、発掘されるなど豊かな歴史を有した地域です。

また古処山の麓にひっそりと佇む城下町秋月には秋月城跡、朝倉菱野の三連水車、小石原焼、筑後吉井伝統的建造物保存地区、戦前東洋一と謳われた陸軍大刀洗飛行場（現在、筑前町立大刀洗平和記念館あり）など、歴史と文化の薫りたじょう地域です。

4 交通

管内の交通網は、主として国道386号（うきは市に在っては210号）に沿って各市町村にバス路線が通じているほか、鉄道では西鉄甘木線（久留米市～朝倉市）及び甘木鉄道（基山町～朝倉市）が運行されており、これらを利用すれば福岡市までほぼ1時間で行くことができる。さらに、うきは市ではJR久大線（久留米市～大分市）が横断しており久留米と40分程度で結んでいる。

また、大分自動車道が地域の中央部を東西に走り、九州を始め全国の主要都市に結ばれており、本地域の産業・経済活動の主要基盤となっている。

5 人口

管内の人口を国勢調査結果で見ると平成12年から17年の間はほとんど横ばいで、17年から22年の間は2.0%の減少、22年から27年の間は3.5%の減少となっている。

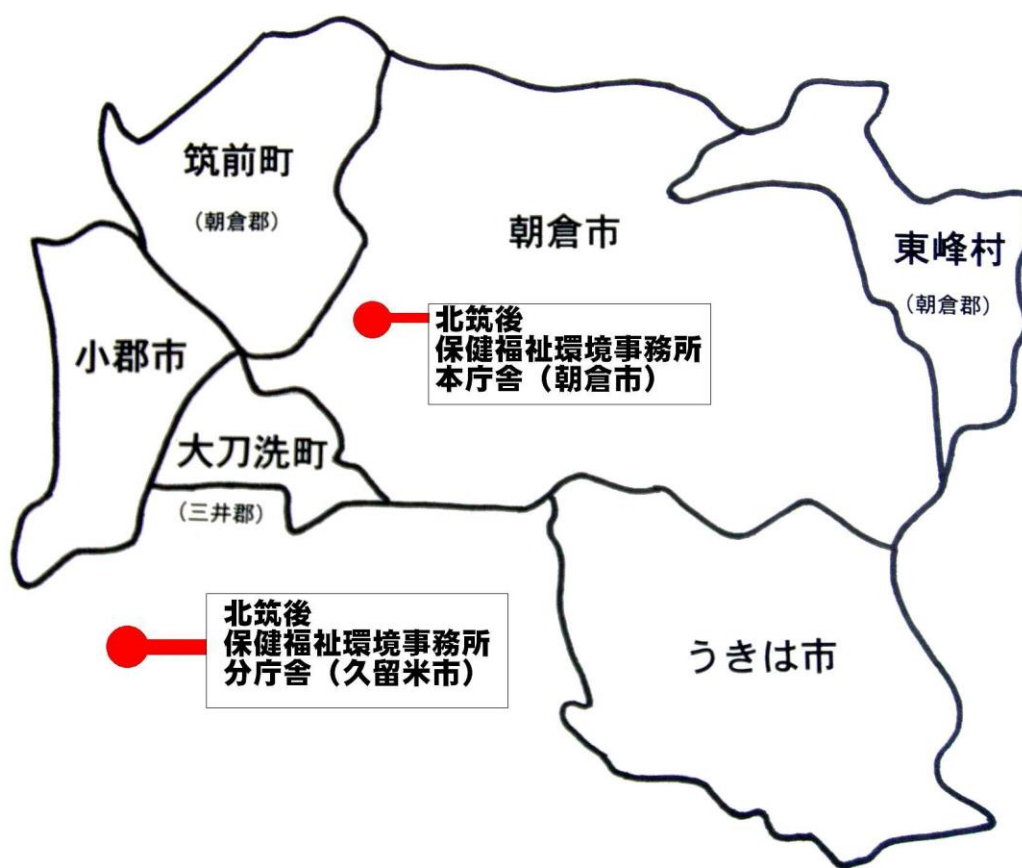
平成27年国勢調査による管内65歳以上の高齢者人口（老年人口）の割合をみると29.0%となっており、県域全体の25.9%と比較すると高くなっている。また、令和2年4月1日現在の住民基本台帳等に基づく管内老年人口割合は31.0%であり、年々高齢化が進んでいることが窺える。

6 産業

本地域の基幹産業は農業であり、南部の平坦地で稲作・園芸、山間地では林業、丘陵地では果樹が主流である。その他ビール、清涼飲料水、タイヤ製造業等大企業も進出している。

また秋月城址、甘木公園、三連水車、原鶴温泉等々観光資源に恵まれており毎年春、秋の観光シーズンには福岡都市圏をはじめ各地から多くの観光客が訪れている。

7 管内の市町村



8 人口及び世帯数

(令和2年10月1日現在)

資料 令和2年国勢調査(速報)

市町村名	総人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)
小郡市	59,408	22,775	45.51
うきは市	28,012	10,073	117.46
朝倉市	50,342	19,341	246.71
筑前町	29,615	10,625	67.10
東峰村	1,904	693	51.97
大刀洗町	15,529	5,516	22.84
計	184,810	69,023	551.59

9 保健福祉環境事務所の沿革

<朝倉保健福祉環境事務所>

昭和19年10月	国の保健拡充5カ年計画に基づき、甘木保健所を設置
昭和26年4月	朝倉保健所と改称
昭和30年11月	両筑福祉事務所を設置 三井福祉事務所を設置
昭和47年4月	三井福祉事務所廃止、両筑福祉事務所の北野駐在室として設置
昭和61年3月	北野駐在室を廃止
平成9年4月	地域保健法施行 保健所法廃止
平成14年9月	朝倉保健所と両筑福祉事務所が統合。朝倉保健福祉環境事務所となる。

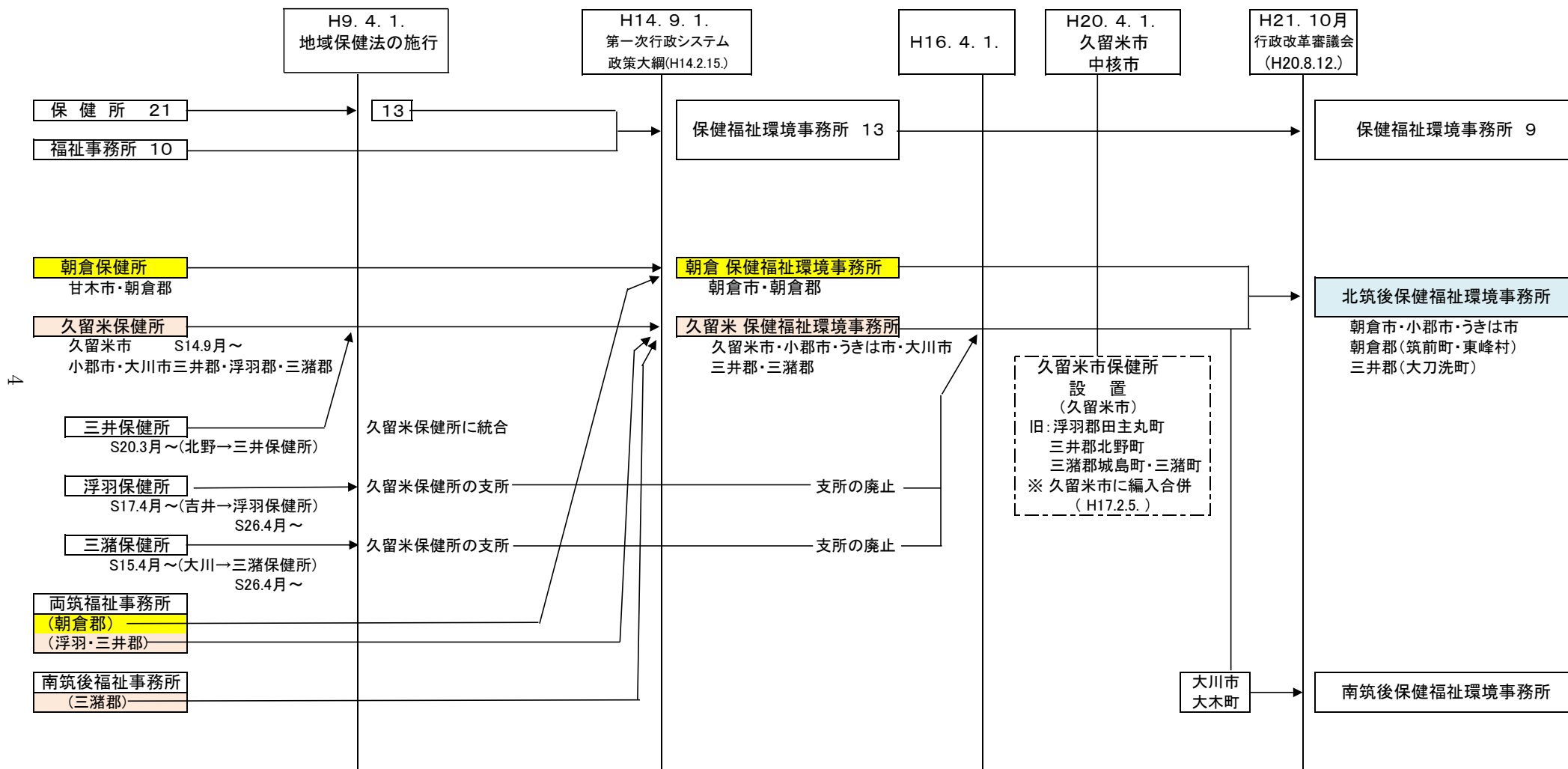
<久留米保健福祉環境事務所>

昭和14年9月	久留米保健所を設置
平成9年4月	久留米・浮羽・三潴・三井の4保健所が1保健所2支所に再編 浮羽保健所（昭和17年4月開設）を統合し久留米保健所浮羽支所に改組 三潴保健所（昭和26年4月開設）を統合し久留米保健所三潴支所に改組 三井保健所（昭和20年3月開設）を統合
平成14年9月	久留米保健所と両筑福祉事務所（浮羽・三井郡）、南筑後福祉事務所（三潴郡）が統合再編され、久留米保健福祉環境事務所となる。
平成16年4月	浮羽及び三潴の両支所を廃止
平成20年4月	久留米市の中核市移行に伴い、久留米市保健所が設置されたため所管区域から久留米市が除かれる。

<北筑後保健福祉環境事務所>

平成21年10月	朝倉保健福祉環境事務所と久留米保健福祉環境事務所（小郡市・うきは市・三井郡大刀洗町）を統合再編し北筑後保健福祉環境事務所となる。
----------	--

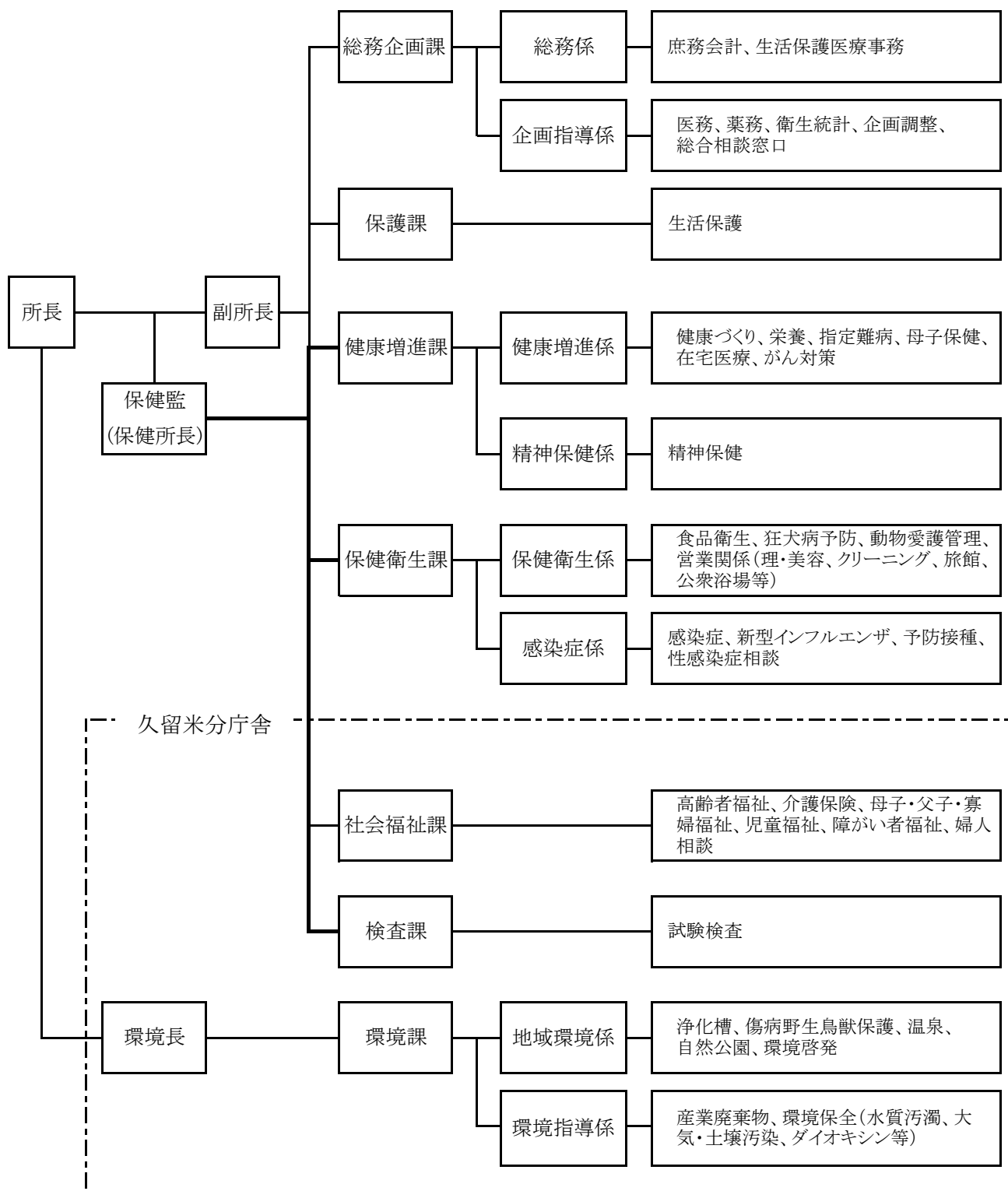
保健所と福祉事務所の統合



II 保健福祉環境事務所の組織体制

1 組織及び所掌事務

(令和3年4月1日現在)



——太線の課は保健監分掌。

2 各課（係）の所掌業務一覧

本庁舎 朝倉市甘木2014-1

課名	係名	業務内容	電話番号
総務企画課	総務係	・庶務会計、生活保護医療に関すること	0946-22-4184
	企画指導係	・病院・診療所等に関すること	0946-22-4185
		・医療従事者免許の手続きに関すること	
		・薬局、医薬品販売業、麻薬及び毒劇物に関すること	
		・衛生統計、保健所運営協議会・部会等に関すること	
		・学生実習、各種教育研修に関すること	
		・福岡県地域医療構想に関すること	
		・総合相談窓口	
保護課		・生活保護に関すること	0946-22-3963
家庭児童相談室		・子どもについての心配ごと相談	0946-22-4195
健康増進課	健康増進係	・母子保健に関すること	0946-22-3964
		・不妊治療費申請に関すること	
		・健康づくりに関すること	
		・在宅医療に関すること	
		・栄養改善指導に関すること	
		・特定給食施設に関すること	
		・調理師試験免許に関すること	
		・原爆被爆者の保健に関すること	
		・B型肝炎・C型肝炎の申請に関すること	
		・がん対策に関すること	
		・女性の健康相談（不妊専用電話相談）	
	・指定難病、小児慢性指定疾病に関すること （難病ホットライン）	0946-22-3984	
	精神保健係	・精神保健に関すること	0946-22-3965
・精神保健福祉相談			
保健衛生課	保健衛生係	・食品衛生に関すること	0946-22-2741
		・理容・美容、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場 特定建築物、遊泳用プールに関すること	
		・水道法に関すること	
		・動物愛護管理、狂犬病予防法に関すること	
	感染症係	・結核、感染症に関すること	0946-22-9886
		・エイズ、性感染症の相談・検査	
		・B型肝炎・C型肝炎の検査	
		・性感染症ホットライン	0946-22-4190

分庁舎 久留米市合川町1642-1

社会福祉課		・高齢者福祉、介護保険に関すること	0942-30-1072
		・母子・父子・寡婦福祉に関すること	
		・児童福祉に関すること	
		・障がい者福祉に関すること	
		・婦人相談に関すること	
検査課		・試験検査に関すること	0942-30-1059
環境課	地域環境係	・浄化槽・温泉・自然公園等に関すること	0942-30-1052
		・傷病野生鳥獣保護に関すること	
	環境指導係	・産業廃棄物に関すること	0942-30-1058
		・公害に関すること	

3 職員数

(令和3年5月1日現在)

職 種	区 分	職 員 数	内 訳						
			総務 企画課	保護課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検査課	環境課
一 般 事 務		26.5	10	6	2		6.5		2
医 師		2	1			1			
保 健 師		10			7	3			
助 産 師		2.5			1		1.5		
獣 医 師		5				4			1
化 学		5							5
薬 剤 師		7	2			3			2
管 理 栄 養 士		1			1				
栄 養 士		1			1				
理 学 療 法 士		1			1				
臨 床 検 査 技 師		5						5	
診 療 放 射 線 技 師		5	2		1	1	1		
用 務 員 (庁 務)		1	1						
自 動 車 運 転 士									
動 物 愛 護 管 理 技 術 員		3				3			
計		75	16	6	14	15	9	5	10
特別職非常勤職員		6							
(生活保護嘱託医)				1					
(精神保健嘱託医)					5				
会計年度任用職員		12							
(在宅医療・介護連携支援員)					1				
(家庭児童相談員)							2		
(検査補助員・検査課検査員)								2	
(廃棄物不法投棄等対策専門員)									2
(新型コロナウイルス感染症調査員)						1			
(新型コロナウイルス感染症相談員)						1			
(新型コロナウイルス感染症支援員)						1			
(一般事務補助員)									2
臨時的任用職員		1	1						

業務の概要

総務企画課

保護課

健康増進課

保健衛生課

社会福祉課

検査課

環境課

総務企画課

1 総務係

- (1) 庶務及び財務会計事務
- (2) 生活保護医療・介護事務

2 企画指導係

(1) 医務関係業務

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所の開設や変更・休廃止等に伴う申請・届出の受理及び許可、そのほか医療従事者の免許申請等の事務を行っている。

また、管内の医療施設に対して、定期的（病院は毎年1回、診療所・助産所は3～5年に1回）に医療法その他の法律に基づく立入検査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導を行っている。

医務関係施設数

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所 (あ・は・き)	施術所 (柔)	歯科 技工所	衛生 検査所
小 郡 市	8	54	37	4	19	24	4	1
うきは市	3	29	15	0	21	11	2	0
朝 倉 市	5	52	31	3	22	24	9	1
筑 前 町	3	18	9	0	14	13	4	0
東 峰 村	0	5	2	0	2	0	0	0
大刀洗町	1	8	7	0	8	8	1	0
計	20	166	101	7	86	80	20	2

医療施設病床数

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村	病 院						診 療 所	
	総 数	一 般	療 養	結 核	感 染 症	精 神	一 般	療 養
小 郡 市	1,032	346	358	0	0	328	130	15
うきは市	350	56	114	0	0	180	59	0
朝 倉 市	774	474	140	0	0	160	64	0
筑 前 町	460	60	220	0	0	180	19	0
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	120	120	0	0	0	0	0	0
計	2,736	1,056	832	0	0	848	272	15

立入検査実施状況

(令和2年度)

区分 市町村	病 院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯 科 診療所	助産所
小 郡 市	8	7	15	15	0
うきは市	3	1	1	0	0
朝 倉 市	5	1	8	3	0
筑 前 町	3	0	5	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0
大刀洗町	1	0	1	1	0
計	20	9	30	19	0

(2) 地域医療・救急医療業務

ア 救急医療体制

休日・夜間の初期救急医療体制は、各医師会による在宅当番医制とともに、朝倉医師会病院内に設置されている朝倉地域休日夜間急患センター（内・小・外）と小郡三井医師会休日診療センター（内）とで対応されている。

二次救急医療体制は、消防法に基づく救急告示医療機関と病院群輪番制により対応されている。

さらに、久留米広域小児救急医療支援事業の一環として、聖マリア病院（久留米広域小児救急センター）に地域の小児科開業医等が出務し、久留米広域圏の準夜帯（19：00～23：00）の小児専門救急医療を支援する体制が整備されている。

また、小郡三井医師会においては、毎月1回小児科開業医による当番制で日曜日（日勤帯）の診療を行っている。

イ 歯科救急医療体制

休日の急患に対応するため、朝倉歯科医師会においては、日曜日、休日の9:00～15:00、小郡三井歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の9:00～16:00、浮羽歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始9:00～14:00に在宅当番医制が実施されている。

ウ 救急医療の啓発

救急医療週間には、懸垂幕の掲示やチラシ配布、救急法等講習会の開催により、住民への啓発に努めている。

救急法等講習会については、例年2回程度開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。

エ へき地医療対策

管内では、朝倉市高木及び筑前町三箇山の2地区が無医地区・無歯科医地区であるため、朝倉医師会病院がへき地医療拠点病院に指定され、巡回診療を実施している。また東峰村にへき地診療所（東峰村立診療所・東峰村立鼓診療所）が2カ所あり、地域住民の医療を担っている。

オ 災害時医療対策

平成29年7月5日に、管内で起きた平成29年7月九州北部豪雨災害においては、災害直後より、朝倉3師会をはじめとする関係機関との連携のもと、災害医療支援チームの受け入れや医療体制の整備を行った。また、県内保健所から公衆衛生医師、保健師、栄養師等の応援を受け、被災地域住民の健康管理支援を医療チームとともに行った。

保健所	市町村名	初期救急医療体制			二次救急医療体制		
		在宅当番医制	休日夜間急患センター等		救急告示	輪番病院	医療機関名
		医師会名	施設名	診療科目			
北筑後保健所	朝倉市	朝倉医師会	朝倉地域 休日夜間 急患センター	内・小・外	○	○	朝倉医師会病院 朝倉健生病院 甘木中央病院
	筑前町				○	○	
	東峰村				○	○	
				3	3		
	小郡市	小郡三井医師会	小郡三井医師会 休日診療 センター	内	○	○	嶋田病院
	小郡三井医師会	小郡三井医師会 休日診療 センター	内		○	協和病院 聖和記念病院 本間病院 新古賀リハビリ テーション病院みらい	
大刀洗町				1	5		
うきは市	浮羽医師会						

※名称中に法人名を冠する医療機関にあつては法人名を省略しています。

(3) 薬務関係業務

医薬品・医療機器等の品質確保や適正使用の推進、毒物劇物の適正管理徹底、麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物の不正使用を防止するため、次の業務を実施している。

ア 許可、受付事務

- ・薬局、医薬品販売業の許可等に関する事務
- ・高度管理医療機器等販売業貸与業の許可等に関する事務
- ・毒物劇物販売業の登録等に関する事務
- ・麻薬取扱者免許やその他届出に関する事務
- ・毒物劇物取扱者試験の受付業務

イ 監視指導

- ・薬局、医薬品販売業者等への立入指導
- ・麻薬取扱施設（医療機関、薬局）への立入指導
- ・毒物劇物販売業者等への立入指導
- ・毒物劇物運搬車両の取締まり【警察・消防と協力して管内で実施】

ウ 啓発事業

(ア) 薬物乱用防止啓発事業の実施

例年、管内の商業施設（イオン甘木店）にて実施している「6. 26ヤング街頭キャンペーン」（※）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止。

（※）麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ等の薬物乱用撲滅を訴えるため、国連が定めた「国際麻薬乱用撲滅デー（6. 26）」にあわせ、関係団体の協力を得て実施する街頭キャンペーン

(イ) 薬物乱用防止啓発用DVDの貸出、啓発資材（リーフレット等）の提供

(ウ) 「不正けし・大麻撲滅運動」の実施

4月から6月にかけて、管内の植えてはいけない“けし”の抜去指導を行った。

薬務関係施設数

(令和3年3月31日現在)

	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	薬局 医薬品 製造業	高度管理医 療機器販売 業貸与業	毒物劇物 販売業
朝倉市	44	17	2	1	0	2	28	34
小郡市	32	12	4	0	0	0	21	11
うきは市	22	7	0	0	0	1	14	15
筑前町	7	7	1	0	0	0	10	7
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	2
大刀洗町	3	3	1	0	0	0	3	8
計	108	46	8	1	0	3	76	77

麻薬取扱施設

(令和3年3月31日現在)

対象施設	麻薬小売業者	病院	診療所	動物病院	合計
件数	86	17	92	7	202

薬物乱用防止は、**NO!ドラッグ**
「ダメ。ゼッタイ。」

(4) 厚生統計業務

保健福祉環境行政の諸施策のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、保健統計業務を行っている。主な業務は次のとおりである。

調査名	時期	内容
人口動態調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の動態事象から、人口動向及び厚生行政施策の基礎資料を得る。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の開設、休・廃止、変更等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告	毎月	病院の基本的実態及び利用状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	毎年度・隔年	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
福祉行政報告例	毎月・毎年度	福祉行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域の特性に応じた保健施策の実施状況等を実施主体ごとに把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	毎年	保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。
医療施設静態調査	3年毎	医療施設の分布変動状況、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	3年毎	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、疾病及び受療の種類、在院日数等を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	3年毎	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
社会福祉施設等調査	毎年	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに社会福祉施設名簿を作成する。
社会保障制度企画調査	3年に2回	社会保障制度の給付と負担などに対する国民の意識を把握し、今後の施策の企画立案のための基礎資料を得る。
所得再配分調査	3年に1回	社会保障制度及び租税制度における所得再配分の実態を明らかにし、社会保障施策立案の基礎資料を得る。
社会保障・人口問題基本調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を調査することにより、厚生労働行政の施策立案の基礎資料を得る。
地域児童福祉事業等調査	毎年	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取り組みなどの実態を把握することにより児童福祉行政施策の基礎資料を得る。
21世紀成年者縦断調査	24年度から10年間	結婚、出産、就業等の実態・意識について継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政の基礎資料を得る。
介護サービス施設・事業所調査	毎年	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより基盤整備に関する基礎資料を得るとともに介護サービス施設、事業所名簿を作成する。
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年毎	全国の医師、歯科医師、薬剤師の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届	2年毎	全国の保健師、助産師、看護師及び准看護師の就業場所や就業者数を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

(5) 企画調整連絡業務

ア 保健所運営協議会

地域保健法第11条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、所管区域の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、福岡県北筑後保健所運営協議会の設置・運営している。

また、福岡県保健所運営協議会条例第9条に基づき、保健所運営協議会の部会として、保健医療計画部会、地域救急医療部会、保健事業部会、精神保健福祉部会が設置されている。

<保健所運営協議会組織及び所掌事務>

福岡県北筑後保健所運営協議会

(審議)

地域保健及び保健所の運営に関すること。(地域保健法第11条)

(福岡県保健所運営協議会条例第9条の規定に基づき部会を設置)

→ 保健医療計画部会

(所掌事務)

地区保健医療計画(案)の作成に関すること。

地区保健医療計画の推進に関すること。

その他、各部会との連絡調整に関すること。

→ 地域救急医療部会

(所掌事務)

救急医療体制の整備運営に関すること。

健康危機管理体制の整備に関すること。

その他、救急医療の推進に関すること。

→ 保健事業部会

(所掌事務)

保健事業の計画的実施に関すること。

保健事業の評価に関すること。

関係機関、団体等の連絡調整に関すること。

その他、保健事業の推進に関すること。

→ 精神保健福祉部会

(所掌事務)

精神障害者の早期治療に関すること。

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加に関すること。

地域住民の精神的健康の保持増進に関すること。

その他、地域の実情に応じた精神保健福祉事業の推進に関すること。

令和2年度 保健所運営協議会

実施方法：書面審議(新型コロナウイルス感染症の感染防止のため)

実施期間：令和2年10月5日(月)～10月23日(金)

議事：(1)部会報告等について

(2)令和2年度年間事業計画について

イ 地域救急医療部会

地域の救急医療の円滑な業務を推進するため、保健所運営協議会地域救急医療部会において救急医療体制の整備運営等について協議をしている。

令和2年度 保健所運営協議会 地域救急医療部会

日 時：	令和2年7月21日（火） 13：30～14：25
場 所：	朝倉総合庁舎 2階大会議室
議 事：	（1）北筑後保健所管内における救急医療の現状について ① 救急搬送の状況 ② 地域救急医療体制の状況 ③ 歯科休日急患診療体制の状況
その他：	（1）新型インフルエンザ等の対応について （2）北筑後地区健康危機管理マニュアル等について

ウ 地域医療構想

団塊の世代が75歳となる2025年に向け、高齢者人口は増加し、必要とされる医療も地域により異なってくるものと考えられる。地域医療構想は、病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに将来の医療需要と必要病床数を推計し、2025年のあるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、医療計画の一部として策定される。（医療法第30条の4第2項第7号）

県では、策定段階から構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域の課題を分析し、地域医療構想の達成に向けた施策の検討を実施している。

(ア) 朝倉区域

<地域医療構想調整会議>

	日時	場所	議事	出席者
第1回	令和3年2月17日 14：00～15：30	書面により 開催	・地域医療構想の現状について	12名

(イ) 久留米区域

<地域医療構想調整会議>

	日時	場所	議事	出席者
第1回	令和3年2月17日	書面により 開催	・地域医療構想の現状について	23名

エ 健康危機管理

(ア) 健康危機管理体制の整備

地域における健康危機管理体制の強化を図るため、「北筑後地区健康危機管理マニュアル」及び「北筑後地区健康危機管理緊急連絡先一覧」を作成し、運用している。

(イ) 医療安全対策研修会

毎年、診療所及び助産所等の職員を対象に、医療安全対策に関する研修会を開催している。

令和2年度 医療安全対策研修会

実施方法：	オンライン研修
実施期間：	令和3年3月
対 象：	医療機関の職員等
内 容：	(1) 講演「新型コロナウイルス感染症の現状と対策」 飯塚病院 感染症科部長 的野 多加志 先生

オ 北筑後保健福祉環境事務所ライブラリー

平成10年度から、保健福祉環境事務所が保有する地域保健に関する各種情報を整理、充実し、地域住民や関係者が必要な情報を手軽に入手することができるように整理し、随時、図書、ビデオ、資料等の閲覧、貸出しを行っている。

カ 出前講座

当所では、管内住民皆様の研修会等に「出前講座メニュー」の中から、希望のテーマについて職員を無料で講師として派遣している。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会への派遣は健康づくりのメニューで1回のみに対応となった。

(6) 学生・研修等の受け入れ

医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、訪問看護師、社会福祉主事等各種養成機関等の学生実習の受け入れを行っている。

研修等の受け入れ業務

(令和2年度)

研 修 名	研修生	人数	期 間	日数	備考
医師臨床研修（地域保健研修）	臨床研修医	2	11/30～12/4	5日	自衛隊福岡病院

学生等の実習指導業務

(令和2年度)

教育機関名等	学 科 名	人数	期 間	日数	備考
久留米大学	医学部看護学科	4	8/3～8/7	5日	
聖マリア学院大学	看護学部看護学科	6	8/24～9/3	9日	
帝京大学	福岡医療技術学部看護学科	2	7/6～7/17	10日	
中村学園大学	栄養科学部栄養科学科	7	10/5～10/9	5日	

(7) 医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施している。

令和2年度 医療従事者人権研修

実施方法	: 資料配布の上、アンケート調査 (新型コロナウイルス感染症の感染防止のため)
実施期間	: 令和2年10月19日 (月) ~ 11月25日 (水)
参加施設数	: 81施設 (病院20、医科・歯科診療所61)
研修資料	: テーマ「人権が尊重される社会の実現をめざして」
資料提供者	: 福岡県教育庁北筑後教育事務所人権・同和教育室 社会教育主事 石橋 健作 氏

(8) その他の業務

ア 総合相談窓口業務

県行政、県民生活に関して、県民からの問い合わせ、相談、苦情、意見等を受け付け、対応している。

また、地域保健に関する情報提供、各種専門的・技術的健康教育の講師派遣、他機関の紹介調整を行っている。

イ 民生・児童委員の事務

民生・児童委員の活動費及び弔事に関する事務を行っている。

ウ 援護事務

戦没者の遺族に対する特別弔慰金(給付金)国庫債権買上償還事務及び戦没者追悼式事務等を行っている。

エ 日本赤十字北筑後地区事務

福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務処理を行っている。

保護課

1 生活保護業務の実施

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、管内の要保護者について最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため必要な保護を実施している。

保護の対象者は、生活に困窮するすべての国民であり、利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持できない場合に保護が適用される(外国人に対しても人道上の観点から予算措置として国民に準じた保護を適用している)。

生活保護には、次の8種類の扶助があり、被保護世帯の構成等に基づき保護基準により算定した最低生活費から当該世帯の収入金額を減じた金額(必要経費の控除や収入からの認定除外の取扱いあり)が扶助費として支給される。

[保護の種類及び範囲]

生活扶助：食事、衣類、電気、ガス、水道など日常の暮らしに必要な費用

教育扶助：学級費、給食費、学用品、教材費などの教育に関する費用

住宅扶助：家賃、地代及び住宅の補修に必要な費用

医療扶助：病気やけがの治療に必要な医療費

介護扶助：介護サービスを利用するために必要な費用

出産扶助：出産に必要な費用

生業扶助：高等学校等の就学費、就職するための費用、技能や技術を身につけるための費用

葬祭扶助：検案、運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み

ケースワーカーが行なう助言・指導・援助のほか、自立支援プログラムを実施し被保護者の状況に応じた自立支援に取り組んでいる。

(1) 就労支援事業

職業カウンセラーを配置し、就労可能な者に対し個別に就労相談や斡旋等の就労支援を行っている。

(2) 長期入院患者社会復帰促進事業

コーディネイトアドバイザーを配置し、家族の受入が困難である等の社会的理由により長期に入院を余儀なくされている者について、関係機関と調整などを行い退院を支援している。

(3) 多重債務者生活再建支援プログラム

多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士等を紹介して債務整理を行わせ生活再建を支援している。

(4) 特別生活指導等支援事業

警察OBを配置し、警察と連携し暴力団員の排除や粗暴ケース等に対し生活指導を行っている。

(5) 年金受給資格調査支援事業

社会保険労務士を配置し、年金受給資格の調査、年金相談及び年金申請等の支援を行っている。

(6) 健康管理支援事業

保健師等を配置し、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備群に対し生活習慣の改善や適切な受診を促し重症化を予防するよう支援している。

3 管内の概況

(1) 当所は、朝倉郡筑前町と東峰村及び三井郡大刀洗町の2町1村を所管しており、5名のケースワーカーで担当している。

管内の総面積は、141.91km²と県面積の2.9%、人口は、47,048人(16,834世帯)と県人口の0.9%を占める小規模事務所である。

保護の動向をみると、平成20年2月時点で170世帯、261人、保護率0.55%であったが、平成20年3月頃から保護世帯・人員とも増加し、管内人口はほぼ横ばいであるにもかかわらず、平成24年度までの5年間で約5割の増加(25年2月：251世帯、385人、保護率0.82%)となった。その後、平成25年度は前年度とほぼ横ばいで推移するも、平成26年度からは再び微増傾向に転じ、令和3年2月時点で293世帯、424人、保護率0.90%となっている。

申請件数は、平成 19 年度は 34 件であったが、リーマンショック後、申請数が急増し年間平均 72 件で推移していた。その後、平成 26 年度は 63 件 (15.8 件/CW1 人)、平成 27 年度は 42 件 (10.5 件/CW1 人) と減少し申請は落ち着いてきていたが、平成 28 年度は 70 件 (17.5 件/CW1 人) と再び申請件数が増加した。令和 2 年度は 48 件 (12 件/CW1 人) となっている。

(2) 保護の概要

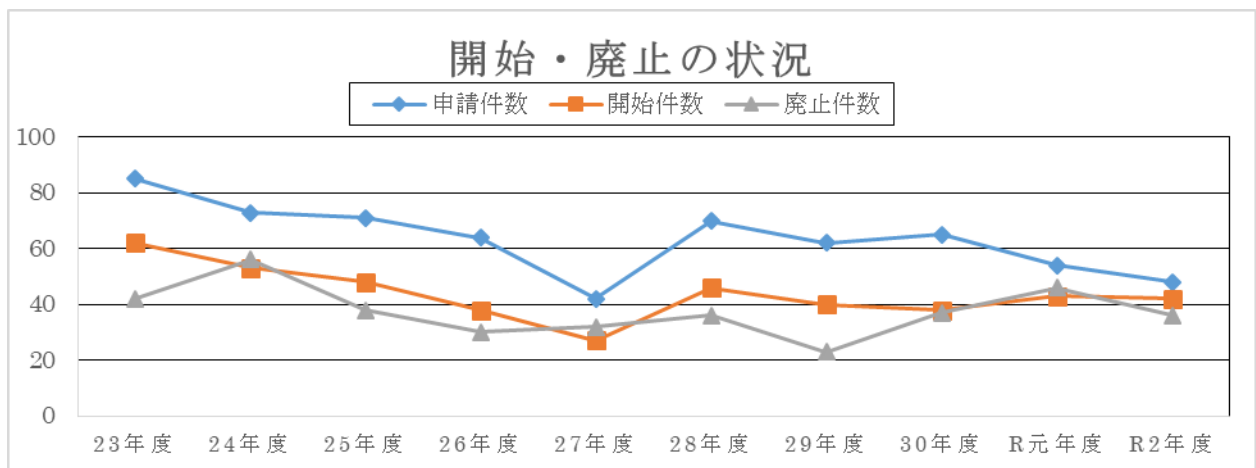
	北筑後			福岡県(全体)			全国		
	R3 年 2 月	R2 年 2 月	対前 年比	R3 年 2 月	R2 年 2 月	対前 年比	R3 年 2 月	R2 年 2 月	対前 年比
被保護世帯	293	292	100.3	94,257	94,398	99.9	1,637,143	1,632,904	100.3
被保護人員	424	435	97.5	121,438	122,822	98.9	2,047,778	2,064,214	99.2
保護率 (%)	0.90	0.93	96.8	2.38	2.40	99.2	1.63	1.64	99.4

(令和 3 年 2 月末現在)

町村名	世帯数	人口	高齢化率 (%)	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)
筑前町	10,625	29,615	29.9	208	293	0.99
東峰村	693	1,904	44.0	9	15	0.79
大刀洗町	5,516	15,529	27.8	76	116	0.75
計	16,834	47,048	29.8	293	424	0.90

※保護率の算定に用いる人口は、保護率算出基礎人口 (R2. 10. 1 現在の推計人口) による。

(3) 生活保護の開始廃止の状況



(4) 県内の実施機関別保護率 (R3. 2 速報値)

- 県内で保護率の高い福祉事務所
 - ① 県田川 10.60% ② 嘉麻市 6.03% ③ 田川市 5.61% ④ 飯塚市 4.22%
- 県内で保護率の低い福祉事務所
 - ① 筑後市 0.48% ② 小郡市 0.68% ③ 糸島市 0.79% ④ 朝倉市 0.84%

健康増進課

1 健康増進係

(1) 健康増進・栄養改善業務

ア 特定給食施設指導業務

健康増進法に規定された特定給食施設等に対して、給食の栄養管理や給食担当者への研修等を行い、必要な援助及び指導を行っている。

特定給食施設数

(令和3年3月31日現在)

	学校	病院	介護 医療院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所 その他	計
小 郡 市	11	8	1	2	5	15	1	1	44
うきは市	9	3	0	1	4	8	1	1	27
朝 倉 市	16	5	0	3	4	16	2	0	46
筑 前 町	6	3	0	3	4	5	3	0	24
東 峰 村	1	0	0	0	2	2	0	0	5
大刀洗町	5	1	0	0	4	7	3	0	20
合計	48	20	1	9	23	53	10	2	166

給食施設研修会

(令和2年度)

回数	延参加者数
4	49人

イ 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため調査を実施している。令和元年度は実施なし。

ウ 食品の栄養表示等の指導

食品に対して健康に関する効果（食品機能）を求めるニーズが増えており、その求められる機能も多様化してきている。そこで、製造・販売業者に対しては、食品表示基準、保健機能食品、食品の健康保持増進効果の虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を図るための指導、相談を行っている。また、消費者に対しては、栄養表示や保健機能食品の適正な活用や摂取方法等について各種講習会を通じ普及啓発を行っている。令和2年度は、個別相談・指導 54件、消費者への普及啓発 1回（150人）であった。事業者への普及啓発は新型コロナウイルス感染症流行のため見送った。

エ 専門栄養指導事業

専門的な栄養指導、食生活に関する正しい知識の普及啓発及び充実した食環境の整備等とおして、県民の健康増進や生活の質（QOL）の向上のための食生活支援を行っている。

① 総合栄養相談事業

総合栄養相談日を開設し、食品表示基準をはじめとした、食品や外食料理等の「食」に関する専門的な栄養情報の提供や正しい知識の普及啓発を行っている。

個別指導・相談内容					
栄養・食事	外食ヘルシーメニュー	食品表示法	健康増進法第6章	給食施設運営等	計
13人	19人	54人	1人	36人	123人

② 介護職等の摂食嚥下の基礎的な知識・技術向上研修会

高齢化の一層の進展に伴い在宅療養者が増大することを踏まえ、その人らしい生活がいつでも実現できるよう、高齢者の食生活を支える関係者を対象に摂食嚥下に関する知識・技術の向上を目指した研修会を開催。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため開催を見送った。

オ 福岡県食環境整備事業

県民の自主的な健康づくりを支援することを目的に、多くの飲食店や弁当店においてヘルシーな食事の提供が行われ、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境整備を図る。

ふくおか食の健康サポート店の登録状況(令和3年3月31日現在)

市町名	飲食店	コンビニエンスストア		その他
小郡市	3	0		0
うきは市	2	0		0
朝倉市	6	0		1
筑前町	3	0		2
東峰村	0	0		0
大刀洗町	2	0		0

カ 食生活改善推進事業

食と健康教室(食生活改善推進員再教育)

食生活改善推進員等に健康づくりための知識を習得させるとともに、地域住民への健康増進のための日常的な実践活動への意欲の喚起を図っている。

(令和2年度)

実施回数	延べ参加者数
① 集会形式1回	18人
② 自主活動(5地区)	各地区で自主学習会

キ 食生活改善地区組織活動育成指導

食生活改善実践活動の円滑な展開を図るため、市町村単位に食生活改善推進会の育成支援を進めるとともに、管内市町による連絡協議会を結成し、地区組織の強化を図っている。

(令和2年度)

組織名	会員数	組織名	会員数
小郡市健康を守る母の会	95人	うきは市食生活改善推進会	46人
大刀洗町食生活改善推進会	29人	朝倉市食生活改善推進会	34人
筑前町食生活改善推進員会	14人		

(準会員除く)

ク 市町村健康づくり・健康増進計画策定等に係る支援について

「市町村健康増進計画」の策定及び推進を支援し、今後の市町村における健康づくり・栄養改善事業等が積極的かつ効果的に実施されるための情報提供及び意見交換の場として会議を開催している。

(令和2年度)

回	内容
1	「市町村健康づくり・健康増進計画策定支援会議」(令和2年6月26日実施) ・情報交換・意見交換「福岡県市町村行政栄養士活動・育成指針」他

ケ 栄養士関係業務

栄養士法に基づき、栄養士養成施設学生の保健福祉環境事務所における栄養指導の臨地実習指導を行っている。

コ 調理師関係業務

調理師免許及び取得等に係る業務を行うとともに、調理師免許取得者に対し、資質や調理技術の向上を図るため、調理師研修会を開催している。

① 調理師免許・試験

免許申請受付 (令和2年度) 71件 ※

※平成26年度より試験願書受付は、公益社団法人調理技術技能センターへ委託された。

② 調理師研修会

調理師の資質の向上及び調理技術の合理的発達に資することを目的として開催している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため開催を見送った。

サ たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的に、未成年を含む地域住民や各種施設等に対して、出前講座や庁舎での普及啓発展示、所内の他課事業での啓発など、機会をとらえて本事業への協力依頼等に取り組んでいる。

① 地域におけるたばこ対策の推進

「地域・職域連携会議」等において受動喫煙防止対策について情報提供を行っている。

「世界禁煙デー(5月31日)」及び「禁煙週間(5月31日～6月6日)」にあわせて、朝倉総合庁舎において、庁内放送やパネル展示を行った。

シ 健康づくり県民運動事業

① 地域・職域連携推進事業

生活習慣病の予防、健康づくりについて、事業所等の保険者、地域の健康づくり関係団体、行政機関等との連携を図り、効率的・効果的な保健事業のあり方について協議するため会議を開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から会議は行わず、事業所へのアンケート調査を実施した。

実施日	内 容
令和3年 2月	管内の健康づくり宣言事業所に、健康づくりの実施状況や課題等に関するアンケート調査を実施 (1) 実施時期：令和3年2月4日～2月26日 (2) アンケート依頼数：118事業所 (3) 回答数：61事業所（回収率52%） (4) 集計結果を事業所に報告し情報共有を実施
令和2年 10月27日	「管内市町村保健事業（生活習慣病対策に係る）担当者会議」 情報交換及び協議 (1) 「福岡県糖尿病重症化予防プログラム」について (2) 北筑後地区の状況（市町村国保、特定健康結果より）

② ふくおか健康づくり県民運動基盤事業

生活習慣病の発症予防を図るため、広く住民に対し、イベント等の機会を利用して、健康ポータルサイトや血管年齢測定、体脂肪測定（体組成）等の健康チェックにて、自主的健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

実施日	内 容	参加者数
令和2年6月23日（火）	東峰村（鶴地区婦人会健康講話）	17人
新型コロナウイルス感染症の影響により中止	うきは市（食と農と健康まつり）	
新型コロナウイルス感染症の影響により中止	朝倉市（コミュニティ文化祭）	

ス 生活習慣病対策事業

① 生活習慣病重症化予防対策（市町村への支援）

管内3地区において、糖尿病等重症化予防の取り組みが行われている。「福岡県糖尿病性腎症重症化予防マニュアル」に基づき、効果的な受診勧奨や保健指導、栄養指導などの取組が行えるよう、地元医師会や関係医療機関との連携や調整を図っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため研修会や会議の開催が一部中止となった。

地区 (市町村)	各地区における糖尿病連携の取組
朝倉地区 朝倉市 筑前町 東峰村	<p>【事業】・朝倉管内糖尿病連携パス運用（H22～） （糖尿病連携手帳の活用・自己管理応援シールの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催 ・糖尿病連携パス通信発行等 <p>【会議】朝倉管内糖尿病連携会議（H22～）</p>
小郡三井地区 小郡市 大刀洗町	<p>【事業】・医療機関等と行政の相互連携の強化（H30～） （医療機関受診連絡票の活用・糖尿病連携手帳の活用・自己管理応援シールの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会、研修会開催等 <p>【会議】小郡三井管内糖尿病等連携会議（H30～）</p>
うきは地区 うきは市	<p>【事業】・医療機関と行政の連携パス等（H25～） （生活習慣病重症化予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とびうめネットの活用 ・研修会開催等 <p>【会議】・うきは市糖尿病等重症化予防連携会議（R元～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士連携会議

(令和2年度の状況)

内 容	回数
「小郡・三井管内糖尿病等連携会議」に参画	1回
「朝倉管内糖尿病連携会議」に参画 ※1回は書面会議	2回
「うきは市糖尿病等重症化予防連携会議」に参画	3回

② 生活習慣病重症化予防対策（管内関係機関連携会議）

管内3地区の糖尿病等重症化予防の取り組みを推進するために「北筑後地区糖尿病等重症化予防連携会議」を開催し、福岡県及び管内各地区の現状と取組を確認、患者を支える関係者の役割と連携の重要性について再認識し、定期的を開催することとした。

参加団体等	内 容
小郡三井医師会、朝倉医師会、浮羽医師会 北筑後管内の糖尿病専門医、小郡三井歯科 医師会、朝倉歯科医師会、浮羽歯科医師会 久留米三井薬剤師会、朝倉薬剤師会、浮羽 薬剤師会、北筑後管内市町村、福岡県北筑 後保健福祉環境事務所	<p>1 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福岡県の糖尿病性腎症重症化予防の取組み ②北筑後地区の状況（福岡県国保連合会データ） <p>2 情報共有</p> <p>管内各地区における糖尿病等重症化予防の取組みと課題</p> <p>3 意見交換</p> <p style="text-align: right;">等</p>

③ 生活習慣病重症化予防対策事業

実施日	内 容	出席者数
令和3年 2月	<p>地域・職域連携会議において、生活習慣病重症化予防に関する事項として、以下のとおり実施した。</p> <p>管内の健康づくり宣言事業所に、健康づくりの実施状況や課題等に関するアンケート調査を実施</p> <p>(1) 実施時期：令和3年2月4日～2月26日</p> <p>(2) アンケート依頼数：118事業所</p> <p>(3) 回答数：61事業所（回収率52%）</p> <p>(4) 集計結果を事業所に報告し情報共有を実施</p>	61機関
	<p>生活習慣病重症化予防研修会</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行のため開催を見送った。</p>	
令和2年 10月 27日	<p>「特定健診・保健指導及び生活習慣病対策担当者会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」について ・情報提供「北筑後地区の状況（国保連合データ）」 ・情報共有「管内各地区における糖尿病等重症化予防の取組」等 	10人

(2) 難病対策業務

ア 特定医療費（指定難病）支給認定業務

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、法に基づき特定医療費（指定難病）に係る支給認定申請・変更等に係る事務及び治療費請求に係る事務を行っている。この制度は、厚生労働省が指定する難病の患者で長期の療養を必要とする者への良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上のために医療費の助成を行うものである。

その後対象疾患が追加され、令和元年7月1月からは333疾患に拡大されている。

（管内の特定医療費（指定難病）受給者証所持者一覧：次頁）

令和2年度指定難病受給者証所持者一覧 (令和3.3.31現在)

疾患番号	疾患名	小都市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	総計
1	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1	0	0	0	2
2	筋萎縮性側索硬化症	7	0	3	2	2	0	14
3	脊髄性筋萎縮症	1	0	0	1	0	0	2
5	進行性核上性麻痺	2	8	7	3	0	0	20
6	パーキンソン病	82	27	64	34	23	2	232
7	大脳皮質基底核変性症	2	2	3	0	1	1	9
10	シャルコー・マリイ・トウース病	0	0	1	0	0	0	1
11	重症筋無力症	7	3	9	5	3	1	28
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	7	2	12	3	2	1	27
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	0	1	1	1	0	0	3
17	多系統萎縮症	5	2	3	0	1	1	12
18	脊髄小脳変性症	9	7	9	6	2	2	35
19	ライソゾーム病	0	4	0	4	0	0	8
21	ミトコンドリア病	0	1	1	1	0	0	3
22	もぐもぐ病	4	10	18	5	3	0	40
23	プリオン病	1	0	1	0	0	0	2
28	全身性アミロイドーシス	0	1	2	0	0	0	3
34	神経線維腫症	1	0	3	2	1	0	7
35	天疱瘡	1	1	0	1	3	0	6
37	膿疱性乾癬	2	0	0	0	0	0	2
40	高安動脈炎	2	0	3	0	1	0	6
41	巨細胞性動脈炎	1	1	1	0	0	0	3
42	結節性多発動脈炎	0	0	1	1	0	0	2
43	顕微鏡的多発血管炎	2	2	6	0	1	0	11
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	0	3	1	0	0	8
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫	2	1	1	0	0	1	5
46	悪性関節リウマチ	2	4	3	3	0	0	12
47	パージャヤ病	1	0	1	0	0	0	2
49	全身性エリテマトーデス	16	13	20	10	9	1	69
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	10	4	14	6	4	1	39
51	全身性強皮症	11	3	5	5	0	0	24
52	混合性結合組織病	2	1	3	3	2	0	11
53	シェーグレン症候群	5	1	3	2	1	0	12
54	成人スチル病	1	1	1	1	1	0	5
56	ベーチェット病	7	6	6	8	6	1	34
57	特発性拡張型心筋症	8	4	13	11	4	1	41
58	肥大型心筋症	4	1	2	3	0	0	10
60	再生不良性貧血	1	3	3	2	4	0	13
61	自己免疫性溶血性貧血	1	0	0	0	1	0	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	0	0	0	0	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	4	2	7	2	1	0	16
65	原発性免疫不全症候群	1	1	2	1	0	1	6
66	IgA腎症	3	0	3	0	1	0	7
67	多発性嚢胞腎	6	2	5	2	1	0	16
68	黄色靭帯骨化症	4	1	8	4	5	0	22
69	後縦靭帯骨化症	15	10	33	8	8	4	78
70	広範脊柱管狭窄症	6	3	6	2	0	2	19
71	特発性大腿骨頭壊死症	13	5	19	3	3	1	44
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	2	0	1	0	0	4
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1	0	0	0	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1	0	0	0	0	0	1
75	クッシング病	1	1	1	0	0	0	3
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	1	2	1	0	0	9
78	下垂体前葉機能低下症	4	2	8	3	0	0	17
80	甲状腺ホルモン不応症	0	0	1	1	0	0	2
84	サルコイドーシス	4	7	2	1	3	0	17
85	特発性間質性肺炎	8	6	11	3	2	2	32
86	肺動脈性肺高血圧症	2	2	3	2	1	0	10
88	慢性血栓性肺高血圧症	2	2	3	0	2	0	9
90	網膜色素変性症	11	4	6	3	4	0	28
91	バット・キアリ症候群	0	0	0	0	1	0	1
93	原発性胆汁性胆管炎	13	4	8	9	4	0	38
94	原発性硬化性胆管炎	1	0	0	0	0	0	1
95	自己免疫性肝炎	3	3	2	1	1	0	10
96	クローン病	34	13	18	19	7	0	91
97	潰瘍性大腸炎	69	26	36	29	11	1	172
98	好酸球性消化管疾患	0	2	0	0	0	0	2
111	先天性ミオパチー	0	0	0	0	1	0	1
113	筋ジストロフィー	1	0	0	2	1	0	6
117	脊髄空洞症	1	0	0	0	0	0	1
158	結節性硬化症	1	0	0	0	0	0	1
159	色素性乾皮症	0	0	1	0	0	0	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	3	0	0	1	0	5
167	マルファン症候群	0	0	1	0	0	0	1
171	ウィルソン病	1	1	0	0	0	0	2
220	急速進行性糸球体腎炎	0	0	0	1	0	0	1
222	一次性ネフローゼ症候群	1	2	6	2	1	0	12
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	0	0	0	1
224	紫斑病性腎炎	0	0	0	0	1	0	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	0	2	2	0	0	4
227	オスラー病	0	1	1	0	0	0	2
235	副甲状腺機能低下症	0	0	0	1	0	0	1
238	ビタミンD抵抗性くる病	0	0	3	0	0	0	3
240	フェニルケトン尿症	0	0	0	1	0	0	1
246	メチルマロン酸血症	0	0	1	0	0	0	1
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	1	0	0	0	1
271	強直性脊椎炎	1	0	0	0	0	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	0	0	0	0	2
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	1	0	0	0	1
300	IgG4関連疾患	0	1	2	0	0	0	3
306	好酸球性副鼻腔炎	5	5	6	3	0	0	19
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	0	0	1	0	0	2
総計		437	228	440	232	135	24	1496

複数疾患所持者 25名

1496 - 25 = 1471

イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を要する難病の患者に対し、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施に要する経費を公費で負担するものである。

令和2年度は2名（いずれも筋萎縮性側索硬化症）を対象に助成している。

ウ 難病電話相談事業（難病ホットライン）

平成7年11月から専用電話を設置し、難病患者及び家族の悩みや不安を解消・軽減し、患者・家族のQOL（生活の質）の向上など難病対策の一層の充実・強化を図ることを目的としている。

- ・難病ホットライン：0946-22-3984
- ・受付時間：年末年始、祝日を除く毎週月曜日～金曜日の9：00～16：00
- ・相談件数1,336件（令和2年度）

エ 難病患者地域支援対策推進事業

医療機関、市町村等の関係機関が連携し、医療及び日常生活の支援を行うことで療養上の不安を解消し、生活の質の向上を図っている。

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために、ケア会議等で保健・医療・福祉にわたる在宅療養支援計画を作成し・事業評価を行っている。

（令和2年度）

	3事例（6回）
年齢	50歳代：1名 60歳代：1名 70歳代：1名
疾患名	筋萎縮性側索硬化症：2名、多発性硬化症：1名
参加機関	患者・家族、在宅医、介護支援専門員、訪問介護事業者、訪問看護事業者、福祉用具事業者、訪問入浴事業者、市町村等

② 訪問相談事業

患者・家族および関係機関からの相談など訪問の必要性がある難病患者、また医療依存度の高い筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病患者に対して実施している。

（令和2年度）

件数	疾患名
実数 8件 延数15件	筋萎縮性側索硬化症、筋ジストロフィー、多発性硬化症

③ 医療相談事業

医療及び日常生活上の問題に関する相談会・講演会や交流会を実施している。

a 個別相談

（令和2年度）

回数	内容	延人数
随時	新規申請時相談	1,642人
新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	継続申請時相談	

b 患者・家族講演会及び相談会

開催日	内 容	参加者
	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

④ 難病対策地域協議会の開催

平成27年1月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(以下:難病法)が施行され、難病対策の充実強化、適切な支援を推進するために協議会を開催した。平成27年度は、北筑後在宅医療推進協議会と同時開催としたが、平成28年度から「難病対策地域協議会」として開催している。

実施日	内 容	委員
令和3年 2月 書面開催	①北筑後保健福祉環境事務所における難病対策について ②難病患者の災害対策について ③難病患者の療養環境整備について	難病対策地域 協議会委員18人

オ 災害時における要配慮難病患者台帳の作成

要配慮難病患者・家族の不安を軽減するために、把握している在宅人工呼吸器使用患者(小児含む)及び筋萎縮性側索硬化症患者等の台帳を作成し緊急時に備えている。

また、平成31年1月より指定難病新規交付者を対象にアンケート調査を実施し、災害対策の充実を図るため居住市町村への情報提供についての希望を確認している。同意が得られた難病患者については、避難行動要支援者名簿の作成のために各市町村に情報提供をしている。

カ 緊急時の搬送体制の整備

医療依存度の高い難病患者の搬送体制について、消防本部と協議を行い、本人・家族の希望、かつ情報提供に同意の得られた者について、管轄の消防本部に情報提供を行っている。

令和2年度末現在の登録者数は、久留米広域消防本部4名、甘木朝倉消防本部1名である。

キ 難病相談等従事者研修会

難病相談業務に従事している医療・保健・福祉関係者を対象に、専門的知識や技術の習得のために研修会を開催し人材の育成及び資質の向上を図っている。

実施日	内 容	参加者
令和2年 12月9日	テーマ「在宅重症神経難病患者の支援について」 ①講演「難病患者の支援制度と支援の実際について ～神経難病患者を中心に～」 講師：福岡県難病医療連絡協議会 難病診療連携コーディネーター 原田 幸子 氏 ②意見交換「日頃の支援で工夫していること・悩んでいること」	30人 訪問看護師 介護支援専門員 相談支援専門員 市町村職員等

ク 小児慢性特定疾病対策

従来からの小児慢性特定疾患患児の治療研究事業が、児童福祉法の一部改正する法律に基づき、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成事業として、対象疾病児童の医療費公費負担に関する申請交付事務を行っている。

その際、対象疾病児童及びその家族に、医療及び日常生活上の問題に対し相談に応じている。また、平成19年度から小児慢性特定疾患ピアカウンセリング事業として、筑後ブロック（久留米市、南筑後）として家族の集いを開催実施している。

実施日	内 容	参加者数
	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

小児慢性特定疾病医療受給者証の疾患群別市町村別人数 (令和3年3月31日現在)

NO	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	
疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
小郡市	9	1	1	5	18	5	2	4	2	0	3	3	1	0	2	0	56
うきは市	4	2	1	2	5	1	2	1	1	1	1	4	0	0	1	0	26
朝倉市	2	2	1	4	9	2	1	2	0	0	2	3	1	0	1	1	31
筑前町	2	1	1	4	10	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	23
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大刀洗町	2	0	0	1	5	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	13
計	19	6	4	16	47	10	7	9	3	1	9	12	2	0	4	1	150

実数150名(うち4名は2疾患、1名は3疾患あり)

ケ 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

平成30年1月29日から在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受け入れ体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を送ることができ、小児在宅医療が推進されることを目的とした事業で、要件に該当する児童に対し、登録が承認されれば年間14日を限度に医療機関が利用できる登録申請事務を行っている。

申請件数 3 (令和2年度は自動更新)

(3) 保健事業

ア 国庫（県）負担（補助）金に係る審査

医療保険者である市町村国保及び健康づくり部門を対象に審査事務を行っている。市町村の事務担当者及び保健師と面接し、保健事業に係る負担（補助）金及び保健事業についての指導及び助言を行っている。

イ 事業推進のための市町村支援

平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導及び健康増進事業の円滑な実施に向けて、情報提供や意見交換等を行っている。また国・県が行う健康増進事業や特定健診・特定保健指導に関する調査を実施し、管内市町村の状況を把握し、管内市町村との情報共有の場として、管内保健事業担当者会議を開催している。

実施日	内 容
令和2年 10月27日	「特定健診・保健指導及び生活習慣病対策担当者会議」 ・情報提供「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」について ・情報提供「北筑後地区の状況（国保連合データ）」 ・情報共有「管内各地区における糖尿病等重症化予防の取組」 等

(4) がん予防対策業務

ア 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療であるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部助成を実施している。

平成20年4月からインターフェロン治療に係る医療費の一部助成が開始され、その後、自己負担限度額の引き下げや対象治療等の拡充が行われている。

平成26年10月1日よりC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療、また、平成27年1月16日よりC型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療に、バニプレビルを含む3剤併用療法が助成対象に加わった。

平成27年12月1日より、インターフェロンフリー治療を用いた再治療が助成対象に加わった。また、平成31年2月26日よりC型非代償性肝硬変に対するインターフェロンフリーの治療法が助成制度の対象となった。

肝炎治療費助成受給者証交付状況

(令和2年度)

① インターフェロン治療受給者証	0 件
② インターフェロンフリー治療受給者証	35件
③ 核酸アナログ製剤治療受給者証	79 件（新規 4 件、更新 75 件）

イ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の精密検査への受診促進を図り、肝がん等への重症化を防止するために、医療機関での初回精密検査及び定期検査の費用を助成するもので、平成27年11月から新規事業として開始された。

① 肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業

肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への参加を同意した対象者に、医療機関での初回精密検査や定期検査の受診を勧奨している。令和2年度参加同意者数は8人である。

② ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

初回精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者（フォローアップ事業参加同意者）に対し、精密検査又は定期検査費用の助成を行っている。令和元年度初回精密受診証明書は3件、定期検査費用助成申請数は5件である。

ウ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスの起因する肝がん・重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関に入院している場合で、条件を満たす患者について、医療費の負担の軽減を図るために助成を行っている。令和2年度の申請件数は0件である。

エ がん検診推進事業

補助金交付に係る事務と、検診の導入に向けての支援及び、女性特有のがん検診についての広域化に係る調整等を実施している。

平成21年度から、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんに関する「健診手帳」及び検診費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」を送付する事業が開始された。また、平成28年度から子宮頸がん、及び乳がんのがん検診について個別の受診勧奨・再勧奨を強化するほか、要精密と判断された方についても精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進め、がんの早期発見につなぐ事業が開始された。

オ がん検診啓発事業

がん検診啓発事業実施要領に基づき、管内市町村や職域と連携を図り、地域住民が、がん検診の有用性等の理解を深めがん検診受診率の向上を図ることを目的に、健康づくりの出前講座等においてチラシを配布し、普及啓発活動を行っている。

また令和元年度から県の取組みとして、がん検診の推進を目的とした市町村ヒアリングの実施や、小児AYA世代を対象とした事業が始まっている。

(5) 在宅医療推進事業

福岡県では、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、平成20年度から県内4ブロックでモデル保健所内に地域在宅医療支援センターを設置し、平成22年度からは、9ヶ所の全保健所内に設置して、体制づくりに取り組んできた。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、市町村や医師会等関係機関と連携している。

ア 地域在宅医療センター事業

① 在宅医療推進協議会

在宅医療に関する関係機関のネットワーク構築のために、協議会を実施した。

実施日	内 容	委員
令和2年 10月 書面開催	①北筑後地域在宅医療支援センター事業報告 令和2年度事業計画について ②各医師会の在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況について ③北筑後地域高齢者施設看取り調査結果及び今後の方向性（案） について ④在宅医療・介護連携推進に係る課題の整理について	在宅医療推進 協議会委員17名

① 地域在宅医療支援センター

平成22年10月1日より北筑後地域在宅医療支援センターを設置し、がんや難病で緩和ケアを受けながら在宅療養を希望する患者やその家族への相談支援及び関係機関への緩和ケアに関する情報提供を行っている。

(令和2年度)

		がん	難病	その他	不明
電話	実数	0	45	2	1
	延数	0	99	6	2
面接	実数	0	73	0	0
	延数	0	79	0	0
訪問	実数	0	8	0	0
	延数	0	15	0	0

② 市町村支援（医師会支援含む）

地域における在宅医療と介護の一体的な提供体制の充実のためには、平成30年度から市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業の推進が重要である。市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進していく必要がある。

○市町村ヒヤリング 8月26・27・31日、9月2日

○各地域への支援

	内容（開催回数）
朝倉地域	在宅医療連携拠点委員会（3回） とびうめネット委員会（3回） 在宅医療介護連携推進事業研修会（1回） *その他、市町村主催の会議に出席
小郡三井地域	在宅医療・介護連携センター実行員会（1回） *その他、市町村主催の会議に出席
うきは地域	在宅医療介護連携協議会（1回） 在宅医療介護連携センター事業運営委員会（1回） 在宅医療介護連携センター事業研修会（1回） 福岡県とびうめネット連絡会議（4回） *その他、市町村主催の会議に出席

③ 在宅医療・介護連携センター相談員連絡会

各地域のセンターに配置されている相談員で活動状況等情報共有することで、センターの機能強化や広域的な連携強化を目的に平成30年度から開催している。

実施日	内容	参加者数
令和2年 7月16日	事業報告・計画、情報交換 新型コロナウイルス感染症の影響による事業運営について 退院調整ルールを活用・評価について ACP普及の取組み状況について	5人
令和3年 1月18日	【相談員・市町村担当者合同連絡会】 在宅医療・介護連携推進事業について 情報交換	中止

⑤ 介護施設等への看取り研修会

当所管内における施設看取り率は本県同様に全国より低い状況にある。このような中、介護施設等での看取りを希望する方のニーズに対応できるよう例年研修会を実施しているが、令和2年度は新

型新型コロナウイルス感染症の影響等により未実施であった。

⑥ 出前講座

地域住民に対し、北筑後在宅医療支援センターの相談窓口や、地域の利用できるサービスについての理解や、在宅医療についての関心が深まるよう普及啓発を例年実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により未実施であった。

⑦ 落雷・豪雨災害による停電等に備えた在宅人工呼吸器等使用患者への対応

災害等による停電が発生した場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けることを目的に「災害発生時の緊急連絡体制」の確認や対象者の台帳を作成し備えている。

また、訪問看護ステーションと連携し、災害等による停電が発生する恐れのある場合の注意喚起及び災害発生後の安否確認等を行っている。

⑧ 認知症対策

市町村地域支援事業の施策の一つである。「認知症対策」は、平成27年度までは県こころの健康づくり推進室の所掌事務であったが、平成28年度から県高齢者地域包括ケア推進室が所掌することとなったため、精神保健係から健康増進係の所掌事務となった。県が二次保健医療圏毎に認知症医療センターを指定することとしており、久留米大学病院と朝倉記念病院が指定されている。各医療機関で開催されている認知症地域医療連携協議会に、年1回出席している。

イ 訪問看護ステーションスキルアップ研修事業（訪問看護ステーション連絡会）

訪問看護ステーション連絡会は、平成23年8月に6ヶ所のステーションから始まり、令和2年度は23ヶ所で開催している。在宅ケアを支援する質の高い看護ケアサービスの提供と技術の向上及び在宅医療に関わる関係機関との連携強化を図ることを目的に実施した。

実施日	内 容	参加者数
令和2年 7月8日	年間計画 災害対策について	9人
9月9日	スキルアップ研修会（会場及びオンライン開催） 「訪問介護事業所における新型コロナウイルスへの対応と実践」	10人 +6事業所
10月14日	福岡県訪問看護ステーション連携強化事業（第1回交流会） テーマ「入退院時連携について」	12人
11月11日	事例検討会（実践力アップ事例検討会） 事例概要「安定していたリンパ浮腫が急に悪化した事例」	9人
12月 9日	スキルアップ研修会（難病従事者研修会と共催） 「在宅重症神経難病患者の支援について」	30人
令和3年 2月10日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
3月10日	福岡県訪問看護ステーション連携強化事業（第2回交流会） テーマ「意思決定支援について」	13人

(6) 原爆被爆者対策業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康管理手帳等の交付申請、各種手当の申請、指定医療機関申請等の受付業務を実施している。

被爆者健康手帳の交付状況及び手帳等所持者数 (人)

(令和3年3月31日現在)

	令和2年度 新規交付者数	手帳等所持者数	
		管内	福岡県
計	0	99	5,514

ア 認定疾病医療の給付及び一般医療費の支給
一般疾病医療機関等の指定は随時行っている。

イ 各種手当の認定者数

- ① 健康管理手当 (87人) ② 医療特別手当 (2人) ③ 特別手当 (3人)
④ 保健手当 (1人) ⑤ 家族介護手当 (0人)

(7) 歯科保健事業

ア 地域保健関係職員等研修事業 (歯科保健)

在宅療養者 (高齢者) の口腔機能の維持向上、口腔と全身の関わりについて理解を深め、また口腔ケアを習得することにより、在宅療養者 (高齢者) の健康づくりの推進とQOL向上を図ることを目的に、地域保健関係者等を対象に研修会を開催している。

実施日	内 容	参加者
	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

イ 歯周疾患予防推進事業

成人期における歯周病を予防するために、定期的な歯科検診および歯科口腔保健指導の実施を事業所に働きかけ、歯周病予防に対する意識を高め、定期検診の受診率の向上を図ることを目的に事業所職員を対象に研修会を実施している。

実施日・場所	内 容	参加者数
令和2年 10月2日 (金) (株) 鶴田工業	新型コロナウイルス感染症の影響により、講話及びブラッシング指導は中止。資料配布のみ行い、事業所の担当者へ説明を行った。	資料配布 70人

ウ 口腔ケア定着促進事業

入所系・居住系サービスを提供する施設 (以下高齢者施設とする) の施設職員が歯科衛生士による専門的口腔ケアの手法を学び、要介護高齢者の個人々の口腔内の状態にあった口腔ケアを継続的に実施することで、肺炎の予防や生活の質の向上を図り、その手法について施設へ普及・拡大を図るために講習会を開催している。

実施日・場所	内 容	参加者数
	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

(8) 保健活動推進調整事業

ア 保健事業部会

北筑後保健所運営協議会の下部組織であり、管内の保健事業に関する協議を行い地域住民に対し、より効果的な保健事業の推進を図るために、年1回開催している。主に重点事業を中心とした事業報告と次年度の重点事業及び事業計画についての協議を実施している。

実施日	内 容
令和2年9月18日(金) (書面決議日)	新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とした。 1) 令和元年度事業報告 (1) 健康増進係事業報告 (2) 重点事業報告(生活習慣病予防対策) 2) 令和2年度健康増進係事業計画について

(9) 母子保健業務

県では「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し子どもを安心して産み、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めており、この計画に母子保健計画を位置づけ、子どもと母性の健康の確保と増進を目指している。当所においては本事業の主旨に基づき妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、ハイリスク妊産婦及び乳幼児の支援、乳幼児の発達及び女性の健康に関する相談、医療費助成等の各種施策に取り組んでいる。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期に治療することにより、知的障害等の心身障害を予防するために、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行っている。平成25年度からタンデムマス法が導入され検査対象疾患が増加した。令和2年度は、7件の経過をフォローしている。

イ 乳幼児発達診査事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、または出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、精神、運動等の発達に問題のある児童もしくは、そのおそれのある乳幼児を早期に把握し、発達診査や日常生活指導を行っている。

実施状況 (令和2年度)			訪問指導	
実施回数	実数	延数	実件数	0件
3回	6人	9人		

診査結果(人)

(令和2年度)

問題なし	再度受診	訪問指導	精密医療 機関紹介	通院入院 施設紹介	治療医療 機関紹介	療育施設 紹介	その他	計
3	2	0	0	0	0	1	0	6

ウ 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するためにその

疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を目的とし、療育相談指導、育児支援教室の開催及び訪問指導等を実施している。

① 療育相談指導 (相談件数：実件数 52件 延件数 66件)

実施日	開催場所	内 容	件数
令和2年 10月16日	朝倉総合庁舎 精神保健相談室	個別相談会 相談員) 福岡県難病相談支援センター 後藤 和代氏 対象) 小児慢性特定疾病児とその保護者	4人

② 育児支援教室

実施日	開催場所	内 容	参加者数
		新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

③ 訪問指導

訪問件数 1件 (実人員 1人)

エ ハイリスク妊産婦支援事業

① 未熟児等保健・医療連携事業

周産期医学の進歩により、未熟児等の出生が増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。そのため、保護者に対し、早期から適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制整備を図っている。その一環として、未熟児等ハイリスク児が入院中に保健師及び助産師が医療機関を訪問し、児及び保護者の状況把握と育児支援を行っている。

② 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠、出産後の育児不安軽減等の養育支援を行うことで虐待予防を図る目的とするケア・サポート事業として、育児支援者及び医療関係者を交え研修会および連絡会議等を行っている。

実施日	対象者	参加者数	内 容
令和2年 10月29日	管内市町の母子保健担当者	11人	母子保健担当者会議 1 令和2年度福岡県および北筑後保健福祉環境事務所母子保健事業計画について 2 令和2年度市町村母子保健計画について 3 情報交換・意見交換 1) 妊娠・出産包括支援事業等について 2) 妊娠期からのケア・サポート事業について 3) 乳幼児発達相談について 4 児童相談所から情報提供
			管内母子保健情報交換会 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施
			妊娠期からのケア・サポート事業研修会 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

オ 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は、妊娠・出産の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性特有の様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、平成21年度から不妊等の面接相談を偶数月に実施している。

また、本県では、県内（政令市除く）嘉穂・鞍手、宗像・遠賀、北筑後の3保健福祉環境事務所内に不妊に悩む夫婦または不妊治療を求める夫婦等に対して、不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談に応じ、精神的なサポートを行うことで、心の悩みの軽減を図るため、不妊専門相談センターを設置し、面接相談及び不妊相談専用電話による電話相談を実施している。

女性の健康支援センター相談

（令和2年度）

	相談 実件数	相談 延件数	延件数の相談内訳（主な相談内容）							
			思春期	妊娠・ 避妊	不妊	不育症	メノパ ウ	更年期	性感 染症	その他
電話	117	159	0	4	150	2	1	0	1	1
面接	157	237	0	0	235	2	0	0	0	0

カ 不妊治療費助成事業

本県では、平成16年6月から、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくするため治療費の助成を行っている。26年度から28年度にわたり、助成回数と申請者（妻）の年齢制限の変更がなされた。また、平成28年1月20日から、初回治療に対する助成額が増額され、新たに男性不妊治療に対する助成も追加され、更に平成31年4月から、初回の男性不妊治療（通算1回目のみ）に限り、30万円までの助成となった。また、令和3年1月1日以降の治療終了後より法律婚以外に事実婚、所得額が730万円以上の方も申請できると、対象者が拡大された。

不妊治療費助成申請件数

市町村名	件数	令和2年度回数別申請者数（再掲）				
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
小郡市	66	43	18	4	1	0
うきは市	13	10	3	0	0	0
朝倉市	24	19	3	1	1	0
筑前町	30	20	8	2	0	0
東峰村	1	1	0	0	0	0
大刀洗町	22	14	5	3	0	0
計	156	107	37	10	2	0

キ 乳幼児育児支援事業

県のアンビシャス運動の一環として、次世代を担う青少年の育成のためには、乳幼児期からの親の愛情としつけが重要であることから、子どもの発達段階に応じた親の関わり方を盛り込んだ育児小冊子（子育て応援団）を県で作成し、市町村の1歳半、3歳児、就学前健診時に保護者に配付してもらい、育児支援に活用してもらうための事業の啓発を実施している。

ク 小児保健研究会・母子保健研修会

小児保健・母子保健に関わる関係者や住民を対象に知識の普及を図るために、久留米大学小児科、久留米市保健所と共に年1回の研修会を開催している。

実施日	内 容	参加者数
	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

ケ 朝倉地区障害者自立支援協議会 こども支援部会

障害者の理解と各機関との情報共有及び連携強化を図るために、当所の家庭児童相談員や社会福祉課職員とともに出席しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響により、会議はすべて中止となった。

2 精神保健係

平成25年6月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、一部を除き平成26年4月に施行された。精神障がい者の地域生活への移行促進が大きな目的であり、保護者制度の廃止、医療保護入院者への退院支援の制度化等がなされた。「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、精神障がい者に対しては、入院中心の治療体制から社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進が進められている。

保健所は、地域における精神保健福祉活動の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、市町村、医療・介護・福祉機関、当事者団体、教育機関等を含めた地域社会との緊密な連携の下に、精神疾患の早期発見・早期治療の促進、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進、地域住民の精神的健康の保持増進、自殺予防を図る活動等を行っている。

(1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実

ア 措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請、通報等の受理から入院の決定、入院の解除までの業務、及び措置入院や医療保護入院についての届出や定期病状報告書受付等の業務を行っている。措置入院に関しては、久留米市の事務等も当所で行っている。

管内居住者措置入院患者数及び医療保護入院届出数 (令和2年度)

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
措置入院	6	0	4	1	0	0	11
医療保護入院	100(60)	65(41)	120(70)	76(33)	2(1)	27(14)	381(218)

医療保護入院の()内は管内精神科病院入院届出数

精神保健福祉法に基づく通報件数 (当所関わった久留米市分も含む) (令和2年度)

22条	23条	24条	25条	26条	26条の2	小計	久留米市保健所のみで完結	通報総数	措置診察実施数(内措置入院者)
2	42	12	0	23	0	79	4	83	42(39)

※22条：一般人からの申請

23条：警察官の通報

24条：検察官の通報

25条：保護観察所の長の通報

26条：矯正施設の長の通報

26条の2：精神科病院の管理者の通報

イ 精神科救急医療システム

夜間の午後5時から翌日午前9時までと、休日昼間の午前9時から午後5時まで、精神疾患のために救急医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うために実施している。

令和2年度のシステム利用は、13件であった。

ウ 精神科病院実地指導

精神障がい者の人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、福岡県精神科病院実地指導要領により、管内精神科病院(5か所)の実地指導を実施している。特に、入院患者に対する処遇等について重点的に指導を行うとともに、措置入院患者、長期の医療保護入院患者等に対する精神保健指定医による現地診察を実施している。

エ 措置入院及び医療保護入院者の現地診察

措置入院及び医療保護入院者等について、当該病院において知事が指定する現地診察医の直接診察に立会い、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続の要否及び措置入院者の措置解除等についての事務を行っている。

(2) 精神保健福祉相談事業

ア 訪問指導

精神障がい者の生活指導、病気や医療（受診勧奨や継続受診など）に関する相談、就労に関する指導、環境調整等社会復帰の援助や生活支援を行うとともに、家族等に対する相談指導を行っている。

緊急相談への対応あるいは処遇困難事例等への連絡調整も増加してきているが、市町村職員等がすみやかに適切な対応ができるようケース会議を開催し、連携を図りながら、同伴訪問等も実施している。

家庭訪問指導延べ件数

(令和2年度)

社会 復帰	心の 健康	アルコール	薬物	思春期	老人 精神	ギャンブル	ゲーム	摂食 障害	てんかん	計
221	10	3	0	0	4	0	0	1	0	239

イ 精神保健福祉相談（面接・電話）

地域住民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見・早期治療、精神障がい者の社会参加の促進を図ることを目的に、精神科医による定例相談日を設けている。毎週火曜日の定例相談の他に、うきは市にて児童及び思春期を主な対象に月1回相談を実施している。定例相談日以外の相談も多く、保健師が面接や電話の相談に随時応じている。

精神保健福祉相談では、本人はもとより家族等の相談に応じており、適切な対応と医療に結びつけるための支援を行っている。

相談件数

(令和2年度)

		定例相談	定例外	計
面接	実数	53	25	78
	延数	63	41	104
電話	延数		1326	1326

(相談内容内訳)

		一般	心の健康	アルコール	薬物	思春期	老人精神	合計
面接	実数	29	23	6	0	18	2	78
	延数	49	24	9	0	20	2	104
電話	延数	853	390	43	6	6	28	1326

(3) 社会復帰促進事業

ア 精神障がい者社会復帰促進事業

医療、福祉、行政等の関係機関が連携して精神障がい者に対する充実した支援体制を構築すること及び精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援を行うことを目的に、

平成19年度から朝倉地区において当事業を開始している。平成22年度の統合後からは、当所管内において事業を展開している。

① 地域支援会議

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者数・時間を縮小して実施した。

期 日	内 容	参加者数
令和3年 3月18日	(1) 報告・情報交換 ・市町村における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム取組状況 (2) 情報提供 ・データに基づく現状把握 (3) その他 ・精神保健福祉社会資源情報一覧 ・国の動向	11名

② 地域移行支援連絡会

退院支援に関する情報交換や実際の事例を検討できる場を設けるため、平成30年度から精神科病院と指定一般相談支援事業所を対象に連絡会を立ち上げた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。

③ 精神科病院職員院内研修会

入院中から地域生活に向けた支援体制の強化を図ることが課題であり、精神科病院の職員を対象に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の周知、医療と福祉の連携、管内の社会資源等について、病院所在地の相談支援事業所と連携し、院内研修会を実施している。令和元年から管内精神科5病院に持ち回りで実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。

④ 地域支援講演会

精神障がい者への理解を深めるため、民生委員児童委員を対象とした講演会を開催している。より多くの住民や関係者に啓発できるように、開催場所については市町村持ち回りとしている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。

⑤ ケース会議（個別支援会議）

		実人員	延べ回数
		55	76
内訳	地域移行支援に関すること	44	52
	地域定着支援に関すること	11	24
再掲	医療観察法に係るケア会議	2	6

イ 精神障がい者地域定着推進事業

精神障がい者が安定した地域生活を継続できるよう、関係機関による支援体制の構築及び精神障がい者の希望する生活の実現に向けた支援を行う仕組みをつくることを目的に実施している。

① 処遇プラン普及事業

令和元年度実績：2支援機関にて2事例に活用

② こころの健康手帳活用事業

令和2年度実績：活用なし

ウ 精神障がい者の退院後支援計画

措置入院をした精神障がい者のある人が円滑な社会復帰ができるよう、ニーズに応じて退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援を受けられる環境を整備することを目的に、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が厚生労働省から平成30年3月に示され、平成30年9月以降の措置入院患者から患者の同意を得て、退院後支援計画を作成、支援会議を実施し、計画に基づいた支援を行っている。

(令和2年度)

令和2年度 管内居住措置入院患者数	支援計画作成同意者数	支援計画作成数	支援計画終了者数
13	9	7	7

エ 障がい者就労支援

障がい者の就労の支援及び社会復帰促進のため、関係機関（主催：久留米公共職業安定所、県福祉労働部労働局労働政策課・新雇用開発課、若者サポートステーション等）の行う会議等へ参加し、課題や対策について協議や情報共有を行っている。

オ 市町村自立支援協議会

各市町村が設置する自立支援協議会が管内に4協議会がある。各協議会の取組状況を把握して情報共有を図るとともに、一部の協議会や部会に参加している。

カ 地域活動支援センター等支援

精神障がい者家族会及び地域活動支援センター等支援

管内には、甘木朝倉地域精神障害者家族会、NPO法人みつば会、NPO法人ワンハート陽だまりの3団体があり随時支援している。

地域活動支援センターへの支援として、浮羽共同作業所及び小郡市障がい者地域活動支援センター「ワークショップ虹」の運営委員会へ参加している。

(4) 自殺対策

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、様々な自殺対策に取り組んでいる。

警察庁の統計では、全国の自殺者数は、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、令和元年は、19,974人と2万人を下回った。福岡県においても同様に自殺者数は減少傾向が続き、令和元年は816人となった。しかし、令和2年の自殺者数は、全国で20,919人、福岡県で874人と11年ぶりに増加している。これは、新型コロナウイルスの流行の影響により雇用や暮らし、人間関係の問題等が悪化したことや有名人の自殺の報道等大きく影響した可能性が高いと考察され、国から自殺対策への重点的な取組みについて緊急要請が出された。

自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患しており、相談・支援体制の整備やうつ病等の早期発見、早期治療により予防可能と言われている。地域住民からの相談ニーズに応じて適切な関係機関につなぎ、各関係機関相互の連携支援体制を強化するよう取り組んでいる。

平成29年7月5日の九州北部豪雨災害発生により被災地は多大な被害を受けた。このことより、平成29年度から継続して、被災地住民や支援者のこころのケア対策について取り組みを行っている。

ア ハイリスク者支援事業

① 地域ハイリスク者支援連携強化会議（自殺対策実務者連絡会議（市町村担当者会議））

自殺のハイリスク者支援に関する関係機関の連携を強化するため、支援者間の連携強化を目的として連絡会議を開催している。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防を考慮し、市町村担当者による実務担当者会議とあわせて開催した。

期 日	内 容	主な対象者	参加数
令和2年 11月9日	① 情報提供 ・福岡県自殺対策事業について 福岡県精神保健福祉センター 永尾純氏 ② 令和2年度管内市町村自殺対策事業の進捗状況 ③ 自殺対策計画の進捗確認における「確認シート」の積極的な活用について ④ 協議 ・救急告示病院等に配布するリーフレットについて ⑤ 情報交換	市町村自殺担当 職員、精神保健 福祉センター 保健所職員	11名
令和3年 3月4日	① 令和2年度自殺対策事業実施状況及び 令和3年度計画について ② 協議 ・救急告示病院等に配布するリーフレットについて ③ 情報交換	市町村自殺対策 担当 職員、保健所職 員	8名

イ 悩みごと相談促進事業

さまざまな相談窓口及びうつ病等の正しい知識について地域住民に広く周知するために、講演会や街頭でのチラシ配布により啓発活動を行った。

期 日	内 容	主な対象者
令和2年 9月	<u>自殺予防週間</u> に伴うキャンペーン ポスター・リーフレット・グッズ・精神保健福祉相談の案内 チラシを配布。	管内市町村、ハローワ ーク朝倉・朝倉総合庁舎 への来庁者、管内県立高 校の生徒及び職員（保健 室への設置も含む）
令和3年 3月	<u>自殺対策強化月間</u> に伴うキャンペーン ポスター・リーフレット・グッズ・精神保健福祉相談の案内 チラシを配布。	管内市町村、管内精神 科病院、ハローワーク朝 倉・朝倉総合庁舎への来 庁者

ウ 地域における見守り強化事業

① ゲートキーパー研修

地域における見守り体制を強化するため、出前講座や他事業とあわせてゲートキーパー養成研修を実施した。

期 日	内 容	主な対象者	参加者数
令和2年 10月9日	講話：自殺対策とゲートキーパーについて 講師：保健所保健師	食生活改善推進員等	19名
令和2年 10月13日	講話：適正飲酒について (ゲートキーパー養成も含む) 講師：保健所保健師	うきは市安全運転管 理者等	113名

② ゲートキーパー研修（若年層）

若年層（30代以下）対策・ハイリスク者対策として研修を実施した。

期 日	内 容	主な対象者	参加者数
令和3年 3月4日	講演：「児童・生徒の自殺予防支援について」 ～不登校・発達障がいへの支援を中心に～ 講師：粕屋保健福祉事務所 家庭児童相談員 田中秋博氏	管内・近隣の小学 校、中学校、高等学 校等の教職員、行政 職員等	19名

エ 市町村支援

保健所・市町村が協働して自殺対策事業を実施し、自殺対策に取り組んだ。、各市町村の実態や取り組み状況等を把握しながら、統計情報等の情報提供を行った。また、情報交換できるように市町村実務担当者会議等を開催した。

うきは市自殺対策プロジェクト委員会や筑前町自殺対策ネットワーク会議に出席し、情報提供を行った。また、今年度は全国的に新型コロナウイルス感染症の影響等により自殺者数が増えたことから、広報紙の掲載内容を提案するなどし、住民への相談先の周知を働きかけた。

オ その他

災害後のこころのケアに関する啓発

朝倉市、東峰村広報紙（6月15日号）に、アニバーサリー反応に関する啓発記事を掲載し、併せて精神保健福祉相談の周知を行った。

(5) アルコール依存症対策事業

アルコール依存症者は本県で約4万3千人いると推計されているが、医療機関への受診者は約3千人と推計されており、未治療のアルコール依存症者が多いと推測される。

また、本県においては、飲酒運転の事故件数が多いことから、「飲酒運転撲滅条例」を定め取り組んでいる。これまで多岐にわたるアルコール関連問題への包括的な施策を定めた法律は存在しなかったが、平成25年12月7日にアルコール健康障害対策基本法が成立し、平成29年6月に福岡県アルコール健康障がい対策推進計画が施行され、あらゆる機会を捉えて、適正飲酒の啓発活動を実施している。

ア 普及啓発事業

①家族向けアルコール依存症講演会

期 日	内 容	主な対象者	参加者数
令和2年 12月17日	講演：「アルコール依存症者の正しい理解 ～対応のポイント～」 講師：県立精神医療センター太宰府病院 作業療法士 若松 伸宏氏 断酒会の紹介（浮羽断酒友の会・浮羽断酒会）	一般住民、 家族、保健 ・医療・福 祉等関係機 関職員、自 助グループ スタッフ等	26名

②啓発活動

あらゆる機会を捉えて、チラシやリーフレット配布等で普及啓発を実施した。

イ 飲酒行動改善促進事業

平成27年度からの事業であり、多量飲酒者が依存症にならないように、問題飲酒行動を改善させることを目的に実施している。

①中小企業への減酒支援

産業医がいない50人未満の事業所における減酒支援の取組みを推進している。今年度は自殺対策とあわせて、講話を行っている。今年度は、うきは市安全運転管理者を対象に行った。

ウ 断酒継続支援の強化

①管内近隣の自助グループの例会（福岡県断酒連合会浮羽断酒友の会、浮羽断酒会）に参加し、情報交換を実施

②管内近隣の自助グループ一覧表チラシ作成（例会日程や連絡先を記載）

エ アルコール・薬物等関連問題対策事業

地域におけるアルコール・薬物等関連問題の解決とそのネットワークづくりに寄与することを目的に筑後地区アルコール・薬物等関連問題研究協議会の事務局として運営に携わってきた。

協議会は今年度をもって発展的解消とすることになったため、平成7年度から令和2年度までの活動内容を記念冊子にまとめ発行し、関係機関に配布した。

(6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

平成24年2月、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が制定されたが、平成27年3月の条例改正に伴い、1回目の違反者に受診又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）が義務づけられた。アルコール健康障害の予防・早期発見に資することを目的として、平成27年11月から第3水曜日を適正飲酒指導日として開設している。

令和2年度は、16名の来所者があった。

(7) ひきこもり対策推進事業

平成22年度から精神保健福祉内ひきこもり地域支援センターを開設され、令和2年7月には、筑後地域と筑豊地域にひきこもり地域支援センターサテライトオフィスが開設された。保健所では、センターや市町村と連携し個別の相談に対応している。

令和2年度は、センターに同行し、市町村の実態を把握するためにヒヤリングを実施した。また、センター主催の北筑後管内地域ネットワーク会議に出席した。

(8) こころの健康づくり推進事業

ア 健康教育（出前講座）

地域住民や企業を対象として、関係部署と連携を図りながら、知識の普及や啓発を行っている。

令和2年度は、健康増進係と合同で企業に対し1件実施した。

イ 精神障がい者訪問指導体制強化事業

精神障がい者が継続して地域で生活できるよう、保健福祉環境事務所における訪問指導体制を強化し、早期に適切な支援を行う事業である。令和2年度、実施はなかった。

(9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会

北筑後保健福祉環境事務所管内の精神保健及び精神障がい者の福祉に関し、市町村、関係機関、団体との緊密な連携協調のもとに、地域住民に対してより効果的な精神保健福祉事業を図ることを目的として、年1回開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、書面開催とした。

日時 令和2年9月14日（書面決議日）

議事 ア 令和元年度重点事業「自殺対策事業」について事業報告

イ 令和2年度重点事業「精神障がい者地域支援事業」における事業計画

ウ その他

精神保健係「事業概要」（令和元年度分）について報告

(10) 久留米市保健所との連携

精神科救急システムや地域の支援体制の充実を図るために、定例的に会議を開催しており、令和2年度は、2回開催した。

保健衛生課

1 保健衛生係

安全で衛生的な生活環境の確保を図るため、食品衛生、生活衛生関係営業施設の衛生確保に関する監視指導業務、狂犬病予防及び動物愛護に関する業務、水道（専用水道・簡易専用水道）衛生確保、飲用井戸等に関する相談業務等を行っている。

(1) 食品衛生

食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生を未然に防止するため、食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例、食品表示法、福岡県ふく取扱条例等に基づき、次の業務・事業を行っている。

ア 営業許可

食品衛生法に基づく業種及び福岡県食品取扱条例に基づく業種について、申請に基づき営業施設等が施設の基準に適合しているかを確認し、許可をしている。

イ 監視指導及び食品の収去検査

福岡県食品衛生監視指導計画に基づき、管内の営業許可施設及び許可を要しない食品関係営業施設の監視指導を実施している。特に、食品の流通量が増加する夏期及び年末には特別監視を行っている。

食品の収去検査は、主に管内で製造される食品について実施しており、違反食品の排除に努めるとともに、検査結果に基づいた衛生指導を行っている。

なお、特定業種（食品製造業、食品流通拠点等）については、南筑後保健福祉環境事務所に設置されている食品衛生広域専門監視班が定期的に監視指導等を行っている。

ウ 衛生教育及び自主管理体制の強化

食品衛生に関する知識の普及向上を図るとともに、食品取扱施設を衛生的に管理するための運営基準の徹底を図るため、食品営業者、集団給食関係者、直売所関係者等に対して、食中毒予防講習会や各種衛生講習会を開催している。

また、消費者に対して食品の安全性などに関する正しい情報を提供するため、出前講座等の開催やパンフレット・ホームページ等を活用した啓発活動も行っている。

消費者に安全な食品を提供するには、事業者自らが自主的に衛生管理を実施することが不可欠であることから、食品営業者の資質向上と自主管理体制の確立を図るため、食品衛生協会の育成指導を行っている。

食品衛生協会では、食品衛生指導員を中心に、食品営業施設の衛生指導、食中毒予防講習会や食品衛生責任者養成講習会の開催、協会ニュースの作成配布等の自主活動を行っている。

○食品関係営業施設数

令和3年3月31日現在

食品衛生法に基づくもの		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	特殊形態	合計
飲食店 営業	一般食堂	133	156	273	108	20	31	-	721
	仕出し屋・弁当屋	24	48	43	27	8	6	-	156
	旅館	4	13	31	0	2	1	-	51
	その他	162	166	229	63	4	35	152	811
菓子（パンを含む）製造業		44	112	120	53	15	17	26	387
乳処理業		0	1	0	0	0	0	-	1
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	-	0
乳製品製造業		0	1	2	0	0	1	-	4
集乳業		0	0	0	0	0	0	-	0
魚介類販売業		35	25	61	27	5	15	4	172
魚介類せり売り営業		0	0	0	0	0	0	-	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	4	1	0	1	1	7
食品の冷凍または冷蔵業		4	2	11	4	0	5	-	26
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	5	1	0	0	-	6
喫茶店営業		40	37	65	27	1	13	37	220
（再掲）自動販売機		32	35	55	22	1	13	-	158
あん類製造業		0	1	1	0	0	0	-	2
アイスクリーム類製造業		1	4	2	1	0	0	1	9
乳類販売業		65	50	104	42	5	27	8	301
食肉処理業		2	4	7	3	0	2	-	18
食肉販売業		43	39	73	41	7	21	8	232
食肉製品製造業		1	3	0	1	0	1	-	6
乳酸菌飲料製造業		0	0	1	0	0	0	-	1
食用油脂製造業		0	1	3	1	0	0	-	5
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	-	0
みそ製造業		2	4	10	4	3	1	-	24
醤油製造業		0	2	9	0	1	1	-	13
ソース類製造業		0	0	3	1	0	0	-	4
酒類製造業		1	1	7	1	1	3	-	14
豆腐製造業		1	3	6	4	0	1	-	15
納豆製造業		0	0	2	1	0	0	-	3
めん類製造業		3	11	8	4	0	1	-	27
そうざい製造業		1	76	44	30	4	10	-	165
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		1	0	0	1	0	0	-	2
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	-	0
清涼飲料製造業		1	6	7	4	0	3	-	21
氷雪製造業		0	0	1	0	0	0	-	1
氷雪販売業		1	0	0	0	0	0	-	1
小計（法関係）		569	766	1132	450	76	196	237	3426

福岡県食品取扱条例 に基づくもの	小都市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	特殊形態	合計
ところてん製造業	0	1	0	1	0	0	-	2
おきゅうと製造業	0	0	0	0	0	0	-	0
食品販売業	60	43	118	47	9	28	13	318
魚介類行商	-	-	-	-	-	-	1	1
小計（条例関係）	60	44	118	48	9	28	14	321
合計	629	810	1250	498	85	224	251	3747
給食施設	/							
学校	48							
病院・診療所	20							
事業所	2							
その他	96							
合計	166							

○新規・更新許可件数 (令和2年度)

区分	食品衛生法関係		福岡県条例関係		合計
	新規	更新	新規	更新	
件数	259	368	12	52	691

○講習会・衛生教育実施状況 (令和2年度)

区分	食品衛生責任者 養成講習会	食中毒予防講習会	その他 衛生教育	合計
実施回数	-	2	7	9
参加人数	-	47	83	130

○食中毒発生状況 (令和2年度)

発生年月日	患者数	原因		
		施設種類	食品名	物質
発生なし	/			

○食品苦情受付状況 (令和2年度)

区分	有症苦情	異物混入 (虫・金属等)	異味・異臭・腐 敗・カビ	その他	合計
件数	11	11	6	4	32

○食品の収去検査状況

(令和2年度)

食品種類	検体数	違反件数	指導件数	違反率 (%)	不適率 (%)
そうざい	58	0	1	0	1.7
弁当類	18	0	5	0	27.8
魚介類及びその加工品	1	0	0	0	0
肉・卵類及びその加工品	6	0	0	0	0
乳及び乳製品等	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	3	0	0	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0	0	0
野菜類及びその加工品	10	1	0	10	0
菓子類	8	0	1	0	12.5
清涼飲料水	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0
容器包装詰め 加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0	0
かん・びん詰め食品	0	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0
その他の食品	2	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	106	1	7	0.9	6.6

(2) 動物行政業務

令和元年6月、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応強化などを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月から段階的に施行されている。福岡県では、平成26年3月に策定した福岡県動物愛護推進計画（第2次）を見直し、新たに福岡県動物愛護推進計画（第3次）を策定した。

この計画では、「愛護と適正飼養」「連携と協働」「危機管理」の視点から、「普及啓発」「適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」など10本の施策の柱を立て、関係団体との連携を図りながら、人と動物が共存できる社会の実現に努めることとしている。

今後も引き続き動物愛護への理解と適正飼養の大切さについて、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種施策を展開していく。

ア 狂犬病予防対策

国内での狂犬病は昭和31年6月以降発生をみていない。

しかし、平成18年11月にヒトの輸入感染症例が2例発生し、平成25年6月には狂犬病清浄国とされていた台湾で野生動物による狂犬病発生が報告され、令和2年5月にヒトの輸入感染症例が発生した。

狂犬病に関する危機管理対策の一環として、令和元年度には当所で管内の市町村及び開業獣医師とともに「狂犬病発生時情報伝達訓練」を実施し、狂犬病発生時の各機関の役割及び情報伝達方法の確認を行った。

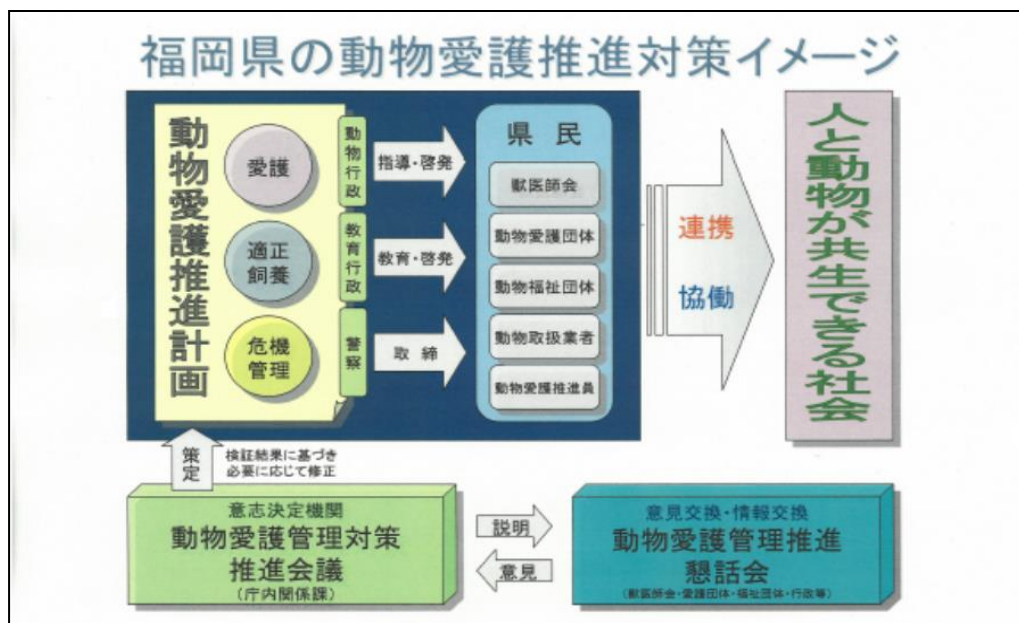
その他、管内の市町村や開業獣医師と連携した犬の狂犬病予防集合注射や、野犬の捕獲を実施している。特に野犬の捕獲業務については通常の業務のほか、「犬の合同捕獲等実施要領」に基づき早朝等捕獲を実施している。

イ 動物愛護管理業務

令和2年6月から改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行され、動物取扱業者や動物の適正飼養のための規制強化等が図られたことから、法の遵守を周知徹底するため施設等への監視指導等を行っている。また、飼主不明の犬や猫の引き取り、負傷動物の収容業務、さらに、犬の放し飼い等不適正な飼い方をしている飼い主への指導助言を行っている。

さらに平成26年度から開始された福岡県地域猫活動支援事業について、令和元年度からは県から認定地域管轄市町村へ補助金交付やサポーター派遣を行っており、また、市町村と共に認定地域の調査も実施している。

放し飼い、フンの放置等飼い主の管理に起因する苦情の対策として、飼い主等への指導を実施するとともに動物の飼い方について啓発チラシの配布や市町村広報誌等へ掲載を行っている。その他、平成13年度に福岡県動物愛護推進協議会を発足させ、県知事より委嘱された動物愛護推進員と共に、犬の愛護教室の開催や適正飼養等の啓発活動等を通し、人と動物との共生を目指した地域づくりを推進している。



狂犬病予防業務関係

(令和2年度)

区分	畜犬登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	咬傷犬	被咬傷者
小郡市	2,838	2,066	3	2	1	0
うきは市	1,321	1,058	4	2	1	1
朝倉市	2,766	2,015	10	8	2	2
筑前町	1,621	1,136	10	9	3	3
東峰村	126	94	0	0	0	0
大刀洗町	694	475	1	0	3	3
計	9,366	6,844	28	21	10	9

動物愛護管理業務関係

(令和2年度)

区分	引き取り											
	引き取り頭数								返還頭数			
	犬				猫				犬		猫	
	成犬		子犬		成猫		子猫		成犬	子犬	成猫	子猫
	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項				
小郡市	1	3	0	0	0	3	0	9	1	0	1	0
うきは市	0	7	0	0	0	3	0	6	5	0	0	0
朝倉市	0	19	0	1	0	1	0	16	10	0	0	1
筑前町	0	5	0	1	0	3	0	2	3	0	0	0
東峰村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
計	1	38	0	2	0	10	0	33	21	0	1	1

区分	収容							
	負傷動物取扱頭数				返還頭数			
	犬		猫		犬		猫	
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
小郡市	0	0	2	4	0	0	0	0
うきは市	0	0	3	0	0	0	0	0
朝倉市	1	0	6	1	0	0	0	0
筑前町	0	0	3	2	0	0	0	0
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	1	0	0	0	0
計	1	0	14	8	0	0	0	0

*第1項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に基づく所有者からの引き取り

*第3項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づく拾得者等からの引き取り

動物取扱業関係（第一種）

（令和3年3月31日現在）

区分	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあつせん	登録施設数	施設実数
小郡市	10	15	0	2	0	0	27	22
うきは市	11	6	0	0	0	1	18	14
朝倉市	22	12	0	2	0	0	36	27
筑前町	11	9	1	2	2	0	25	18
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	10	4	1	0	1	0	16	11
計	64	46	2	6	3	1	122	92

動物愛護啓発事業活動実施状況

（令和2年度）

区分	犬のしつけ方教室	動物愛護教室	適正飼養推進キャンペーン
実施回数	0	0	0
参加人数等	0	0	0

(3) 生活衛生業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場の生活衛生営業施設及び特定建築物等その他の関連施設に対し、衛生の確保・向上を図るために関係法令等に基づき、営業の許可、確認及び施設の監視指導を行っている。

特に、公衆浴場や旅館(共同浴場)等におけるレジオネラ菌対策について重点的に監視指導している。

生活衛生関係

(令和3年3月31日現在)

区分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
小郡市	0	0	6	47	98	9	43	5	4	7	1
うきは市	0	0	12	40	74	8	29	28	2	10	1
朝倉市	1	0	28	72	115	12	52	66	7	20	2
筑前町	0	0	4	31	39	4	17	2	1	3	0
東峰村	0	0	1	3	3	0	0	5	0	0	0
大刀洗町	1	0	0	12	21	4	7	1	0	2	0
計	2	0	53	205	350	37	148	107	14	42	4

(4) 水道関係業務

水道法に基づく水道施設(専用水道、簡易専用水道)の確認申請、届出に係る業務を行っている。

また、安全な水を確保する観点から、上記水道施設の立入検査を行うとともに、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき飲用井戸に係る指導や助言を行っている。

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成25年4月1日施行)により、水道法第48条の2が改正され、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が市へ移譲された。)

水道関係施設数

(令和3年3月31日現在)

区分	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
専用水道	11	0	0	11
簡易専用水道	4	1	5	10

2 感染症係

(1) 感染症対策

交通手段の発達に伴う人・物の移動や開発等による環境の変化、社会様態の変容、人権尊重への要請などにより、これまでの伝染病予防法にかわって、平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）が施行されている。

感染症法は、重症度や病原体の感染力から、感染症を一類から五類に分類し、さらに、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の類型を加えた8分類に分けられ、各類型に応じた措置を講じるよう体系化されている。

ア 新型インフルエンザ等対策

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新興感染症に対しては、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策措置法」が施行され、同年6月には政府の新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されている。

当所では、同年9月策定の「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、対策を進めている。

(ア) 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の発生段階や地域の実情に応じた対策を円滑に実施することを目的に、市町村、医師会等の関係機関による会議を毎年実施している。

(イ) 新型インフルエンザ等対策実地訓練

発生段階における県の組織体制や帰国者・接触者相談センター設置等スケジュール、医療体制について確認を行っている。

(ウ) 情報伝達、サーベイランス

福岡県感染症発生動向調査（週報）を関係機関に提供するとともに、佐賀県鳥栖保健福祉事務所、大分県西部保健所と両県の感染症発生動向調査（週報）等について情報交換し、これを関係機関へ提供している。

イ 感染症の発生状況と対応

感染症発生届を受理した場合は、患者本人や家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施している。

また、住民や医療機関・各種施設等からの電話相談や来所相談に対応している。

○感染症発生状況（当所受理分）（令和2年度）

疾患名	件数
レジオネラ症	2
アメーバ赤痢	1
腸管出血性大腸菌感染症	3
梅毒	3
ウイルス性肝炎（E型、A型肝炎除く）	2
後天性免疫不全症候群	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
新型コロナウイルス感染症	283
計	296

○感染症対応状況（集団発生、調査依頼及び相談含む）（令和2年度）

疾患名または症状	件数
新型コロナウイルス感染症	5 1 7 9
感染性胃腸炎	4
計	5 1 8 3

(ア) 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、一類・二類感染症発生時の当該患者への入院勧告や就業制限、三類感染症患者への就業制限に関することを協議するために設置している。平成21年10月1日の保健所統合に伴い、当所内に、南筑後保健所、筑紫保健所、糸島保健所を管轄する「北筑後保健所感染症の診査に関する協議会」を設置している。

令和2年度は、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）の発生に伴う協議会を6回開催した。

(イ) 感染症発生動向調査

一類から五類の全ての感染症について、医師からの届出に基づく感染症発生状況について、一元的な情報収集、分析、提供・公開体制を構築するために感染症発生動向調査事業が行われている。当所は、週単位で市町村担当課及び医師会へ感染症発生状況について情報提供をしている。

また、病原体の分離等の検査情報の収集のため、管内の病原体定点医療機関等の協力を得て検体検査を行い、その結果を還元している。

(ウ) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

大雨等の水害により感染症の発生及びまん延の恐れある場合は、感染症法に基づく消毒指示を行う。令和2年度は豪雨災害による浸水被害があった朝倉市に対して消毒指示を行っている。

(エ) 感染症の啓発・正しい知識の普及

感染症発生の予防及びまん延防止のために、各種感染症に関する情報の提供・指導・支援を行っている。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトの鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）については、感染症法の二類感染症に指定されており、入院措置等の措置を行うこととなっている。

家きん農場における鳥インフルエンザ対策については、県農林水産部が主催する訓練に参加するなどし、管轄の農林事務所や家畜保健衛生所と連携を図りながら対策を進めている。

エ エイズ・性感染症対策

(ア) 啓発普及活動事業

平成18年6月にHIV検査普及週間が創設され、12月1日は国連が提唱する世界エイズデーが実施されている。当所は、定期的相談・検査に加え、さらに利用者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進するために、時間外のエイズ相談検査の窓口を開設している。

また、エイズ・性感染症に関する知識の浸透を図るため、HIV検査普及週間や世界エイズデー等の機会を捉え、広報活動を行っているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため実施を見合わせた。

○広報活動の実施状況

(令和2年度)

実施時期	実施内容
11～12月	市町村、専門学校、自動車学校、商業施設、甘木鉄道の駅構内等へのポスター掲示、チラシ等の配布
年3回	管内市町村及び久留米市広報への掲載依頼
通年	当所ホームページ及び「HIV相談検査マップ」サイトへの掲載

(イ) 検査、相談事業

○エイズ相談及びHIV抗体検査件数【迅速検査導入 分庁舎 H18.6～、本庁舎 H30.10～】
(令和2年度)

	相談	検査
件数	35	36

○性感染症検査件数

(令和2年度)

	梅毒検査	性器クラミジア	淋菌検査
件数	33	21	21

オ C型・B型肝炎相談・検査事業

C型肝炎ウイルスに感染している人を早期に発見し、医療機関への受診を勧め、肝がん発病の予防とその不安の解消を図るため、平成13年6月より相談事業を開始している。平成18年9月からはC型肝炎抗体検査を開始し、平成19年11月からはB型肝炎検査を導入している。一方、県が契約した医療機関によるC型・B型肝炎無料検査は、平成19年10月より導入されている。

○C型・B型肝炎に関する相談及び検査件数

(令和2年度)

	相談	検査件数(実数)	C型肝炎検査	B型肝炎検査
件数	401	7	7	7

(2) 結核対策

平成28年11月、結核に関する特定感染症予防指針の一部が改正され、平成32年(2020年)までに罹患率10以下、DOTS実施率95%以上という目標が掲げられ、患者中心のDOTS(直接服薬確認療法)の推進、病原体サーベイランスの推進、低まん延国化に向けた体制の検討を柱とした対策を進めるとされている。この中で保健所は地域DOTSの拠点として、関係機関と積極的に調整を行うとされている。

当所においては、治療完遂の支援のため、所内DOTSカンファレンスを定例的に(月1回)実施している。また、コホート検討会を開催し、結核管理の充実を図り、結核患者の確実な治癒を目指した服薬支援や二次感染防止対策等に取り組んでいる。

ア 管内結核患者状況(年次推移)

区分	年	人口 (各年10月1日現在)	結核登録者		新規登録者	
			登録者数	登録率	登録者数	罹患率
全 国	27	127,095,000	44,888	35.3	18,280	14.4
	28	126,933,000	42,299	33.3	17,625	13.9
	29	126,706,000	39,670	31.3	16,789	13.3
	30	126,443,000	37,134	29.4	15,590	12.3
	R1	126,167,000	34,523	27.4	14,460	11.5

福岡県	27	5,101,556	1,861	36.5	773	15.1
	28	5,106,707	1,804	35.3	720	14.1
	29	5,100,338	1,668	32.7	732	14.3
	30	5,111,494	1,506	29.4	594	11.6
	R1	5,110,113	1,416	27.7	614	12.0
管内	27	186,554	62	33.2	25	13.4
	28	185,518	62	33.4	25	13.5
	29	184,873	60	32.4	31	16.8
	30	183,844	55	29.9	22	11.9
	R1	182,926	55	30.0	20	10.9
朝倉市	27	52,444	5	9.5	12	22.9
	28	51,793	22	42.5	10	19.3
	29	51,138	17	33.2	9	17.6
	30	50,516	12	23.7	4	7.9
	R1	49,894	13	26.0	5	10.0
筑前町	27	29,306	6	20.5	2	6.8
	28	29,243	6	20.5	2	6.8
	29	29,340	6	20.4	3	10.2
	30	29,306	7	23.8	5	17.0
	R1	29,473	6	20.3	2	6.7
東峰村	27	2,174	2	92.0	0	0.0
	28	2,103	3	142.7	1	47.6
	29	2,043	1	48.9	0	0.0
	30	1,996	0	0	0	0.0
	R1	1,947	0	0	0	0.0
小郡市	27	57,983	19	32.8	6	10.3
	28	58,064	19	32.7	9	15.5
	29	58,339	24	41.1	9	15.4
	30	58,427	22	37.6	8	13.6
	R1	58,517	20	34.1	6	10.2
大刀洗町	27	15,138	5	33.0	2	13.2
	28	15,198	4	26.3	0	0.0
	29	15,176	1	6.6	1	6.6
	30	15,271	3	19.6	2	13.0
	R1	15,274	2	13.0	2	13.0
うきは市	27	29,509	8	27.1	3	10.2
	28	29,117	8	27.5	3	10.3
	29	28,837	11	38.1	9	31.2
	30	28,328	11	38.8	3	10.5
	R1	27,821	14	50.3	5	17.9

*出典：福岡県の結核（福岡県保健医療介護部作成）

*登録率、罹患率については、人口10万対

○結核患者新規登録者数（年代別）

（令和2年速報値）

	総数	0～19歳	20～59歳	60～69歳	70歳以上
朝倉市	4	0	0	0	4
筑前町	1	0	1	0	0
東峰村	0	0	0	0	0
小郡市	13	1	4	0	8
大刀洗町	0	0	0	0	0
うきは市	4	0	0	0	4
計	22	1	5	0	16

*潜在性結核感染症は含まず

○結核患者新規登録者数

（令和2年速報値）

	総数	塗抹陽性	その他の結核菌陽性	陰性	肺外結核
朝倉市	4	0	2	0	2
筑前町	1	0	0	1	0
東峰村	0	0	0	0	0
小郡市	13	3	3	1	6
大刀洗町	0	0	0	0	0
うきは市	4	1	3	0	0
計	22	4	8	2	8

*塗抹陽性とは、喀痰検査による結核菌が陽性のもの

イ 定期健康診断、接触者の健康診断

事業所の長、学校の長、施設の長、市町村長に対して、感染症法に基づき実施が義務付けられている結核定期健康診断の実施状況の把握を行っている。

結核患者との接触者（患者家族、その他接触者）については、結核患者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的に接触者の健康診断を実施している。なお、他の健康診断により感染・発病の有無を把握できる者は、その結果把握に努めている。

○結核接触者健康診断受診者数（延べ数）

（令和2年度）

内訳	患者家族	接触者
胸部X線検査のみ	0	1
ツベルクリン反応検査のみ	0	0
ツベルクリン反応検査+胸部エックス線検査	0	0
ツベルクリン反応検査+IGRA検査+胸部エックス線検査	0	0
IGRA検査のみ	15	140
IGRA検査+胸部X線検査	1	9
小計	16	150
他機関での受診	1	20
合計	17	170

ウ 管理検診、定期病状調査

治療を終えた結核患者の健康状態を経過観察するため、当所では管理検診及びかかりつけ医療機関に対する病状調査を行っている。管理検診未受診者に対しては家庭訪問等を行い、受診勧奨を行っている。

○管理検診、定期病状調査 (令和2年度)

管理検診対象者延べ数	96
管理検診受診者数	94
(内訳) 保健所での管理検診	15
医療機関受診	79
未確認者	2

*平成23年4月から、6カ月毎の病状把握実施

エ 訪問指導等

結核患者届出を受けると、速やかに患者や家族を訪問し、発病状況等の情報入手や服薬管理等療養上の指導を行っている。また、患者家族等の接触者に対しては、健康診断の受診勧告等を行うなど、発病予防、新たな結核患者の早期発見に努めている。

○結核患者等への家庭訪問及び相談件数 (令和2年度)

	訪問指導件数	DOTS訪問 (再掲)	電話相談件数	来所相談件数
結核	137	137	598	23

*DOTS：結核患者に対して、家庭訪問等で直接に服薬を確認する療法

オ 結核の診査に関する専門部会

北筑後保健所感染症の診査に関する協議会の下に、北筑後保健所結核の診査に関する専門部会を設置している。感染症法第18条に基づく就業制限、同法20条の入院勧告の要否及び同法19条の応急入院勧告の報告や同法37条の2の公費負担申請内容について審議する専門部会を月2回開催している。

○結核の診査に関する専門部会への諮問件数 (令和2年度)

診査区分	諮問件数	答申件数		
		承認	不承認	保留
法第18条 (就業制限の通知)	8	8	0	0
法第20条 (入院勧告)	22	22	0	0
法第37条の2 (公費負担申請)	58	57	0	1
計	88	87	0	1

*法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ 結核等事例検討会

塗抹陽性患者の接触者等の健康診断の対象者の選定、健診計画について検討している。
令和2年度の事例検討件数は、12件であった。

キ DOTS（直接服薬確認療法）事業

「DOTS事業実施要領」に基づき、結核患者に対し、家庭訪問等で服薬確認支援を行っている。

(ア) 所内DOTS（直接服薬確認療法）カンファレンス

DOTS事業は、登録時喀痰塗抹陽性者、その他服薬中断の恐れのある患者等を対象とされていたが、「結核に関するDOTS（直接服薬確認療法）」の一部改正（平成23年10月12日）され、全結核患者を対象とすることに变更されている。

当所では、結核等事例検討会のメンバーで服薬支援のためのアセスメントを行い、具体的な支援方法を決定している。令和2年度は延34件について検討を行った。また、毎月定例でDOTS実施状況の報告及び評価を行っている。

○支援方法 (令和2年度)

内 訳	件数
A判定 (原則毎日確認)	0
B判定 (週1回程度確認)	0
C判定 (月に1～2回確認)	34
計	34

(イ) 結核専門機関とのDOTS（直接服薬確認療法）カンファレンス

入院中及び退院後の患者への服薬支援を円滑に行うため、個別の退院前DOTSカンファレンスに加えて、管内の患者が多く入院する結核専門病院との定例カンファレンスを月1回行い、病棟・外来師長及びスタッフとの情報交換を行っている。

ク 学校結核対策委員会

平成15年度から小中学校におけるツベルクリン反応検査及びBCG再接種が廃止となり、問診を中心とした内科検診の充実が図られている。また、学校単位ではなく地域と連携した結核対策をとる必要から、市または地区単位で学校結核対策委員会が設置されており、平成24年3月に文部科学省が作成している「学校における結核対策マニュアル」により、精密検査対象児童生徒の管理方針の検討が行われている。当所からは、精密検査や経過観察の指示等に関する技術的支援や情報提供を行っている。

ケ 結核啓発活動

例年、出前講座及び高齢者施設職員対象とした研修を実施しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対応のため、実施を見合わせた。

コ 結核指定医療機関

結核患者の医療を担当する病院、診療所、薬局を指定している。

(令和2年度)

新規申請件数	変更件数	辞退件数
11	4	12

(3) 予防接種法

予防接種法には、定期の予防接種と臨時の予防接種が規定され、定期の予防接種は市町村長が行うこととされている。予防接種法ではA類疾病とB類疾病に分類され、A類疾病の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされている。これは、集団予防に重点を置いているもので努力義務が課されている。

一方、B類疾病については、個人予防に重点が置かれているため、予防接種対象者には努力義務が課されていない。

臨時の予防接種については、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるとき、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときに実施する予防接種を想定して規定されている。

A類疾病	B類疾病
1 ジフテリア	1 インフルエンザ
2 百日咳	2 【政令で定める疾病】 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
3 急性灰白髄炎	
4 麻しん	
5 風しん	
6 日本脳炎	
7 破傷風	
8 結核	
9 Hib感染症	
10 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）	
11 ヒトパピローマウイルス感染症	
12 【政令で定める疾病】 痘そう、水痘、B型肝炎	

社会福祉課

1 高齢者福祉

高齢者人口の増加や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えるために平成12年4月から介護保険法が施行された。この介護保険制度の適切な推進を図るとともに、高齢者福祉の増進のため、市町村その他関係機関への情報の提供や必要な支援等を行っている。

また、老人福祉法に基づく届出の受付や軽費老人ホームを設置する社会福祉法人の事業費補助金交付(変更)申請等に係る審査事務、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」や「老人の日記念品等贈呈事業」に係る業務協力を行うほか、市町村が実施する地域ケア会議や養護老人ホーム入所判定会議に参加している。

高齢者福祉・保健施設設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設種別	施設名	定員	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	三沢長生園	70	小郡市三沢花聳 881-1	0942-75-0347
	ユニット型三沢長生園	30	小郡市三沢花聳 881-1	0942-75-0347
	青寿苑	50	小郡市井上 531	0942-72-8121
	青寿苑ユニット型	30	小郡市井上 531	0942-72-8121
	※ 弥生の里	29	小郡市山隈字弥八郎 273-1	0942-41-2181
	水月吉井	50	うきは市吉井町新治字水月 176-1	0943-76-5366
	えびね荘	50	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ひじり園うきは	50	うきは市吉井町富永 1744-1	0943-76-9222
	いしずえ荘	100	朝倉市三奈木 2466-1	0946-21-3200
	甘木愛光園	50	朝倉市山見字堂園 429	0946-25-1558
	日迎の園	50	朝倉市杷木志波字原鶴 92-1	0946-62-0007
※地域密着型介護老人福祉施設	きらく荘	50	朝倉市城 859	0946-21-1833
	夢花館	50	朝倉市城 859	0946-23-8063
	朝老園	120	朝倉郡筑前町朝日 586	092-926-1171
	朝倉苑	50	朝倉郡筑前町原地蔵 2226-3	0946-22-2881
	美和の里	30	朝倉郡筑前町原地蔵 2227-5	0946-22-2881
	朝老園ひさみつ	30	朝倉郡筑前町久光 1380-1	0946-21-5050
	清和園	50	朝倉郡東峰村小石原 708-13	0946-74-2453
	宝珠の郷	50	朝倉郡東峰村福井 942-1	0946-72-9811
	聖母園	50	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0084
	大刀洗幸生苑	50	三井郡大刀洗町高樋 1245-1	0942-77-0877
老人保健施設(介護老人保健施設)	大刀洗昌普久苑	40	三井郡大刀洗町本郷 3279	0942-77-6560
	しらさぎ苑	100	小郡市三沢字花聳 851-1	0942-75-7291
	弥生園	100	小郡市山隈字弥八郎 273-8	0942-41-2888
	うきは	100	うきは市浮羽町古川 1053-8	0943-77-8282
	ラ・パス	100	朝倉市菩提寺 183-53	0946-23-1322
	アルファ俊聖	70	朝倉市甘木 199-1	0946-22-5551
	アスピア	100	朝倉市三奈木 2420	0946-23-2200
	城山荘	100	朝倉郡筑前町大久保 501	0946-22-1051
	サンビレッヂ朝日ヶ丘	80	朝倉郡筑前町朝日 568	092-927-1621
	ふじ	78	朝倉郡筑前町山隈 842-1	0946-22-2561
養護老人ホーム	小郡池月苑	60	小郡市八坂 29-1	0942-72-2200
	うきは	45	うきは市吉井町福永字嶋 72-1	0943-75-2340
	朝倉苑	50	朝倉郡筑前町原地蔵 2226-3	0946-22-2881

養護老人ホーム	聖母園	40	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0085
軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス青寿苑	20	小郡市井上 531	0942-72-8121
	ケアハウス小郡	50	小郡市三沢字北立石 5432-1	0942-75-5311
	ケアハウスえびね	15	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ケアハウス雅	30	朝倉市甘木 2427-1	0946-23-1511
	ケアハウス大刀洗	50	朝倉郡筑前町高田 2315-1	0946-23-2421
	菊水苑	50	朝倉郡筑前町高田 2311	0946-22-9743

2 介護保険

介護保険法に基づき、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っている。

指定状況及び申請・届出件数 (令和2年度)

	令和2年度未現在 事業者・施設数	申請・届出件数					変更
		指定	更新	廃止	休止		
訪問介護	27	3	3	3	1	157	
訪問入浴介護	1	0	0	0	0		
訪問看護	19	4	2	2	1		
通所介護	49	3	5	3	0		
訪問リハビリテーション	3	1	0	1	0		
通所リハビリテーション	15	0	0	2	0		
短期入所生活介護	23	0	1	0	0		
短期入所療養介護	3	0	0	1	0		
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0		
福祉用具貸与	11	0	2	1	0		
福祉用具販売	11	0	0	1	0		
(居宅サービス事業計)	165	11	13	14	2		
介護老人福祉施設	21	0	1	0	0	23	
介護老人保健施設	9	0	0	0	0	15	
(介護保険施設サービス計)	30	0	1	0	0	38	
合計	195	11	14	14	2	195	

※(介護保険法のための届出。老人福祉法の届出含まず。)

3 障がい者福祉

身体障がい者及び知的障がい者に対する福祉制度は、平成15年4月1日から、行政が福祉サービスの内容と提供機関を決定する「措置制度」に代わり、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自身がサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入された。

さらに、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法では、精神を加えて三つの障がいを一元化し、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)に関わらず共通の福祉サービスを提供する制度として再編された。

「支援費制度」では利用者の所得に応じた応能負担の仕組みとなっていたが、障害者自立支援法では定率(原則1割)を負担する仕組みに見直され、サービス体系については、「支援費制度」の居宅系サービスと施設系サービスが、日中活動系サービスと居住系サービスに整理された。

なお、障害者自立支援法については、地域社会における共生の実現に向け、平成24年6月に制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病の者等」が追加され、法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改められた。(平成25年4月1日施行)

(1) 障害福祉サービス事業所の指定及び変更

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っている。

指定状況及び申請・届出件数 (令和2年度)

	令和2年度末現在 事業者・施設数	令和2年度申請・届出受付件数					187
		指定	更新	廃止	休止	変更	
居宅介護	13	2	0	0	0		
重度訪問介護	13	2	0	0	0		
同行援護	8	1	0	0	2		
療養介護	1	0	0	0	0		
生活介護	21	0	1	1	0		
短期入所	16	1	1	1	0		
施設入所支援	8	0	1	0	0		
自立訓練(生活訓練)	1	0	0	0	0		
就労移行支援	3	0	0	1	0		
就労継続支援A型	8	1	3	0	0		
就労継続支援B型	23	3	3	0	0		
就労定着支援	3	0	0	0	0		
共同生活援助	15	4	2	1	0		
自立生活援助	0	1	0	0	0		

(2) 支給事務

ア 特別障害者手当等の支給(管内の郡部を所管)

(ア) 特別障害者手当(令和2年度手当額:月額27,350円)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に支給している。

(イ) 障害児福祉手当(令和2年度手当額:月額14,880円)

日常生活において、常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給している。

特別障害者手当等の支給状況 (令和2年度)

	延受給者数(人)				支給額(円)
	筑前町	東峰村	大刀洗町	計	
特別障害者手当	20	1	9	30	9,126,200
障害児福祉手当	19	0	11	30	4,519,020
計	39	1	20	60	13,645,220

イ 腎臓疾患患者福祉給付金の支給

身体障害者手帳の交付を受けている者で就労等の理由により、夜間に一カ月5回以上の人工透析による治療(夜間の人工透析とは、人工透析の治療開始時が原則として午後5時以降になることをいう。)を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成している。

腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況 (令和2年度 単位:人)

	久留米市	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
前期	2	5	0	4	3	0	0	14
後期	3	5	0	4	4	0	0	16

※給付額:月額2,000円、給付延月数:前期80カ月、後期96カ月

(3) 障害者自立支援給付支給事務等市町村指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項及び地方自治法

第245条の4第1項の規定に基づき、管内市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する指導を行っている。

※ 「福岡県自立支援給付支給事務等市町村指導実施要領」により、2年に1回以上実施。
令和2年度実施市町村：朝倉市、大刀洗町、東峰村

(4) 「ふくおか・まごころ駐車場」利用証の交付

福岡県では、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場に駐車し、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援するため、平成24年2月から「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始した。

当事務所では朝倉本庁舎と久留米分庁舎で対象者からの申請を受け付け、利用証を交付している。

【利用証の交付状況】 (令和2年度)

	朝倉本庁舎	久留米分庁舎	合計
件数	353	790	1,143

4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉

婦人、母子父子寡婦福祉に関する相談・援助及び母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する事務を行っている。当事務所では、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村を担当している。

(1) 婦人相談

急激に変化する社会経済情勢の中で、買春にとどまらず、配偶者等による暴力、飲酒・薬物、夫婦間トラブル、性的虐待やレイプ、ストーカー被害など、様々な問題を抱える女性を対象に問題解決と生活の立て直しのための援助を行っている。

配偶者等からの暴力の問題については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成13年4月に公布、平成14年4月から全面施行された。

このことに伴い、当事務所においても平成14年度に「配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議」(現「配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」)を設置し、DV防止対策と被害者支援の取組みを強化している。

これまで数回の改正により、保護命令制度等の拡充が行われたが、平成25年の改正では、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となっている。

また、ストーカー行為等については、平成28年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」において、規制対象行為の拡大等の措置が講じられている。

相談受付状況(経路別)

(令和2年度)

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	46	5	1	1	0	—	—	15	6	6	1	6	1	88
再来	1	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	6

(2) 母子父子寡婦福祉相談・支援

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、経済的自立とその子どもの健やかな成長

及び育成を図るため、生活相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等に応じ、自立に必要な支援を行っている。

相談受付状況（内容別）

相談内容	生活一般								小計	児童					小計
	住宅	医療	家庭紛争		就労	養育費	借金	その他		養育	教育	非行	虐待	その他	
			配の偶暴者力等	その他											
件数	2	2	17	0	30	2	0	13	66	7	0	0	1	1	9

（上表に続く）

（令和2年度）

経済的支援・生活援護											小計	その他					小計	合計
母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		売店設置	たばこ販売	母向子け世帯営・住父宅子世帯	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設		
貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還													
35	184	4	1	4	2	0	0	0	0	0	230	0	0	0	0	4	4	309

※件数は実件数

（3）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母や父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを行っている。

母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

（令和2年度）

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	1	0	0	1
生活資金	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	1	0	0	1
修業資金	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	0	0	2

償還状況（償還率）

（令和2年度 単位：％）

	県北筑後※	小郡市	うきは市	朝倉市
母子福祉資金	44.3	71.1	93.6	49.1
父子福祉資金	83.3	100.0	—	—
寡婦福祉資金	54.4	100.0	100.0	91.2

※ 県北筑後：2町1村（筑前町、大刀洗町、東峰村）

5 児童福祉

(1) 児童福祉週間啓発事業

「児童福祉週間」（毎年5月5日の「子どもの日」から1週間）において、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的として、啓発活動を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭での啓発活動は中止することになった。

(2) 保育所業務

管内には、認可保育所が50か所（幼保連携型認定こども園1か所を含む）、届出保育施設が22か所設置されている。認可保育所の内訳は、公立20施設、私立30施設（社会福祉法人29、宗教法人1）である。

児童の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、保育所の適正な運営、施設の充実、入所児童の適切な処遇が行われるよう指導している。

認可保育所の設置状況

（令和3年3月31日現在）

		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
公立	施設数	3	5	10	1	1	0	20
	定員	200	385	785	150	45	0	1,565
私立	施設数	10	4	6	4	1	5	30
	定員	966	525	915	460	20	560	3,446
計	施設数	13	9	16	5	2	5	50
	定員	1,166	910	1,700	610	65	560	5,011

届出保育施設の設置状況

（令和3年3月31日現在）

市町村名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
施設数	6	3	7	4	0	2	22

(3) 児童扶養手当遺棄証明

「児童扶養手当遺棄の認定基準」に基づき、児童扶養手当の支給事由の一つである「遺棄」の証明を行っている。

6 家庭児童相談

「福岡県家庭児童相談員設置要綱」（昭和55年11月1日）に基づき、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、県の各保健福祉環境事務所（家庭児童相談室）に会計年度任用職員として配置された2名の家庭児童相談員が相談支援業務にあたっている。

(1) 家庭における児童養育上の適正化に関する事項

児童の性格・生活習慣・知的能力・言語能力の発達及び心身障害児に関する相談援助

- (2) 家庭における人間関係の健全化に関する事項
 児童に係る家庭内の人間関係に関する相談援助

- (3) その他家庭児童福祉に関する事項
 保育所、幼稚園、学校等児童の集団生活における生活行動の問題（怠学、長欠を含む）及び非行等に関する相談援助

家庭児童相談室では、児童の情緒的問題から家庭問題等に至るまで、児童の養育に関する相談援助を行っている。主な内容は次のとおりである。

相談延件数 (令和2年度)

相談内容	性格・生活習慣	知能・言語	学校・生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計
			人間関係	不登校	その他		虐待	その他				
件数	4	1	0	47	1	0	155	15	76	40	3	342

相談経路別件数 (令和2年度)

相談経路	発見	児童委員から通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察署から通告	他都道府県から通告	市町村から通告	学校から相談	家族親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	計
件数	0	0	0	0	0	0	0	5	29	3	0	0	37

7 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための不動産（土地・建物）の所有権の取得登記や賃借権の設定・移転登記について、登録免許税や不動産取得税の非課税措置を受けるために必要な証明書等の交付を行っている。

検査課

当検査課の管轄は北筑後保健福祉環境事務所及び南筑後保健福祉環境事務所であり、業務内容は次のとおりである。

1 感染症検査業務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき患者発生時の患者家族及び接触者の病原菌検索を目的とした行政検査を実施している。

また、特定感染症予防指針に基づき、H I V、梅毒の検査を実施している。

ア 感染症法による行政検査件数

（令和２年度）

	北筑後保健福祉環境事務所	南筑後保健福祉環境事務所	合計
赤痢・チフス	0	0	0
腸管出血性大腸菌	7	1	8
新型コロナウイルス抗原定量検査	552	2257	2809

新型コロナウイルス抗原定量検査は令和３年１月１２日より開始

イ 特定感染症検査件数（令和２年度）

		H I V検査	梅毒検査
北筑後保健福祉環境事務所	本庁舎	34	31
	久留米分庁舎	2	2
南筑後保健福祉環境事務所	本庁舎	21	22
	八女分庁舎	2	2
合計		59	57

2 環境検査業務

水質汚濁防止法に基づき、筑後川水系７地点と矢部川水系８地点の河川水検査を実施している。

また、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止法等生活環境の保全に関する条例に基づき事業場排水検査を実施している。

ア 河川水検査件数（令和２年度）

北筑後保健福祉環境事務所	63
南筑後保健福祉環境事務所	110
計	173

同（項目別）

EC	173
pH	173
BOD	173
COD	173
SS	173
大腸菌群数	14
T-N	31
T-P	31

イ 事業場排水検査検体数（令和2年度）

北筑後保健福祉環境事務所	37
南筑後保健福祉環境事務所	51
計	88

同（項目別）

p H	88
B O D	88
C O D	6
S S	88
T - N	83
T - P	78
計	431

E C : 電気伝導率

p H : 水素イオン濃度

B O D : 生物化学的酸素消費量

C O D : 化学的酸素消費量

S S : 懸濁物質

T - N : 全窒素

T - P : 全燐

3 食品検査業務

食品衛生法に基づく福岡県食品衛生監視指導計画による食品等の収去検査を実施している。

令和2年度は食品衛生法違反として着色料1件、福岡県食品成分規格指導基準不適合として、一般細菌数5件、大腸菌群7件、大腸菌1件であった。

食品収去検体数及び違反、不適合検体数（令和2年度）

	検体数	違反検体数	不適合検体数
総検体数	475	1	12
細菌検査検体数	436	0	12
化学検査検体数	198	1	0

* 検体によって細菌検査のみ、化学検査のみ、細菌及び化学検査を実施している

* 検体によって複数の違反、不適合がある

食品収去検査結果

(令和2年度)

細菌検査	件数	A	B
一般細菌数	4 3 1		5
大腸菌群	3 5 0		7
腸炎ビブリオ	3 0		
黄色ブドウ球菌	3 2 3		
サルモネラ属菌	3 2		
大腸菌	6 3		1
O 1 5 7			
緑膿菌			
乳酸菌数	3		
カンピロバクター	0		
クロストリジウム	1		
その他			
細菌計	1, 2 3 3		1 3
化学検査	件数	A	B
防ばい剤	0		
甘味料	1 5 4		
品質保持剤	0		
発色剤	2 5		
保存料	5 0 2		
漂白剤	7		
殺菌剤	0		
着色料	9 2 4	1	
牛乳（加工乳含）	1 3		
塩分濃度	2 8		
水分活性	2		
p H	4 8		
その他	1 9		
化学計	1, 7 2 2	1	

A: 食品衛生法違反食品数

B: 福岡県食品衛生成分規格指導基準不適食品数

環境課

1 地域環境係

(1) 環境啓発関係業務

当事務所においては、「北筑後地域環境協議会」を設置し、住民・事業者・行政が協働することにより、温室効果ガスの排出量を低減させる「低炭素社会」、資源の循環的な利用を確保する「循環型社会」、自然と人間の共生を確保する「自然共生社会」の構築をめざした事業を企画、調整、実施して地域主体の活動を支援している。

北筑後地域環境協議会の構成

県出先機関	朝倉農林事務所、久留米・朝倉の各県土整備事務所、 教育庁北筑後教育事務所、北筑後保健福祉環境事務所（事務局）
管内市町村	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
その他	福岡県地球温暖化防止活動推進員

北筑後地域環境協議会の主な活動（令和2年度）

区分	活動内容
低炭素社会 (地球温暖化対策)	地球温暖化防止活動推進員との連携
	子ども環境家計簿活用事業
	エコ出前講座事業(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)
	エコファミリーの登録推進
循環型社会 (3Rの推進)	3Rの啓発事業(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)
	食品ロス削減推進事業(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)
	ペットボトルキャップ回収
自然共生社会 (生物多様性保全)	生物多様性保全事業
	自然体験活動の実施
	地域活動団体等による情報交換会(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)
共 通	こどもエコクラブタイアップ事業(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止)
	市町村が行う事業の支援
	小中学校等における環境教育の支援

ア 低炭素社会の推進

小学校・学童保育所における環境教育の支援、啓発を行った。

実施年月	実施内容	実施場所
R2.7~12	小学生を対象に子ども環境家計簿を活用した普及啓発	朝倉市 筑前町

イ 循環型社会の推進

ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した。

実施年月	実施内容	実施場所
R2.4~R3.3	ペットボトルキャップ回収 重量 56.5kg (ポリオワクチン 約14人分)	庁舎内

ウ 自然共生社会の推進

生物多様性保全についての理解を促進すること及び生物多様性の基盤とネットワーク構築等を目的として、地元の地域活動団体や市町村担当部局と協働しながら自然共生事業を実施した。

また、全国唯一のスイゼンジノリ(※)自生地である朝倉市黄金川において、スイゼンジノリの復活と保全を図る目的で朝倉市が事務局となり、地元住民団体、福岡県が参画し平成26年5月に黄金川スイゼンジノリ保全協議会が設置され、当所も協議会会員として参画している。

※絶滅危惧Ⅰ類

実施年月	実施内容	実施場所
R2.7 R2.8	水辺教室	筑前町 朝倉市
R2.10	生物多様性保全啓発事業 生きもの観察「川底探検レッツゴー!!」	うきは市

エ 共通事業

実施年月	実施内容	実施場所
R3.3	北筑後地域環境協議会（書面開催）	久留米市

(2) 浄化槽関係業務

市町村別浄化槽設置基数（令和3年3月31日現在）

市町村	設置基数 (基)	令和2年度	
		新規設置届 出数(基)	廃止届出数 (基)
小郡市	1,238	15	39
うきは市	1,609	9	61
朝倉市	6,602	79	71
筑前町	865	1	18
東峰村	497	15	4
大刀洗町	151	0	2
計	10,962	119	195

浄化槽保守点検業者登録数（令和3年3月31日現在）

業者住所地	登録数
小郡市	1
うきは市	2
朝倉市	5
筑前町	0
東峰村	0
大刀洗町	1
その他	3
計	12

(3) 温泉関係業務

管内においては、原鶴温泉（朝倉市）や筑後川温泉（うきは市）など、筑後川中流沿いに温泉施設が多い。温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく掘削や公共利用等に係る許可申請や届出の審査事務及び事業者に対する指導等を行っている。

温泉関係施設数（令和3年3月31日現在）

区分 市町村	源泉数	公共利用許可区分		可燃性天然ガス※対策	
		浴用	飲用	ガス分離器	低濃度ガス
小郡市	3	3	0	0	3
うきは市	63	12	2	8	20
朝倉市	111	28	4	13	26
筑前町	4	2	0	0	3
東峰村	3	1	0	0	1
大刀洗町	0	0	0	0	0
計	184	46	6	21	53

※可燃性天然ガス：メタンガス（無色・無臭）をさし、有機物の腐敗・発酵等により生成される。

(4) 自然公園関係業務

管内に所在する耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園内における開発行為に関する許可申請や届出の審査事務を行っている。

公園名	面積	関係市町村	指定年月日
耶馬日田英彦山国定公園	8,269ha	うきは市、朝倉市、東峰村、 （豊前市、添田町、みやこ町、 上毛町、築上町）	S25. 7. 29
筑後川県立自然公園	14,690ha	うきは市、朝倉市、大刀洗町、 （久留米市、八女市、嘉麻市）	S25. 5. 13

許可・届出件数（令和2年度）

公園名	許可件数	届出件数
耶馬日田英彦山国定公園	4	1
筑後川県立自然公園	2	1
計	6	2

(5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

ア 傷病野生鳥獣保護

傷病野生鳥獣の保護を実施した。また、愛鳥週間（毎年5月第2日曜～1週間）の行事として愛鳥週間啓発ポスター原画の募集を行った。

傷病野生鳥獣医療所

委託先	医療所設置場所	令和2年度 保護件数
公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	久留米市東櫛原町中央公園内 久留米市鳥類センター	0件

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザは渡り鳥が飛来する11月頃から北の地方に戻る翌5月頃までが主な発生時期であるが、高病原性鳥インフルエンザが発生・拡大すると、野鳥や家禽（養鶏）が大量死するなど各方面に大きな影響を及ぼすことから、死亡野鳥発生時の連絡体制の構築、初動調査（回収等）の方法、ウイルス検査体制、住民等への周知などについてマニュアル化され、国を中心として全国統一的な対策が行われているところである。

具体的な死亡野鳥の対応レベル（回収基準）の概要は下表のとおりである。令和2年度は、近隣国での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、「対応レベル2」（10/30～）、更に国内での発生に伴い「対応レベル3」（11/5～）に引き上げられ監視強化を図った。

なお、管内では令和2年度の死亡野鳥の検査実績は4件で、結果4件とも陰性であった。

※対応レベル表

対応レベル	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル1 (通常時)	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2 (国内単発発生時・ 近隣国発生時)		2羽以上		
対応レベル3 (国内複数箇所発生時 ・近隣国発生時)		1羽以上	3羽以上	
野鳥監視重点区域 (発生地周辺)		1羽以上	3羽以上	
鳥 種	(カモ目カモ科) シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ (カイツブリ目カイツブリ 科) カイツブリ カンムリカイツブリ (ツル目ツル科) ナベヅル マナヅル (フトリ目カモ科) ユリカモメ (カモ目カモ科) オオタカ (ハヤブサ目ハヤブサ 科) ハヤブサ ※重度の神経症状 が観察された水鳥 類	(カモ目カモ科) マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (カモ目カモ科) オジロワシ オオワシ ノスリ クマタカ (ツル目クイ科) オオバン (フクロ目フクロ科) フクロウ	(カウドリ目ウ科) カワウ (ペリカン目サギ科) アオサギ *以下は、検査優 先種 1, 2 以外全 種 (ツル目ツル科) タンチョウ等 (カモ目カモ科) カルガモ コガモ等 (カイツブリ目カイツブリ 科) ハジロカイツブリ 等 (フトリ目カモ科) セグロカモメ ウミネコ等 (カモ目) トビ等 (フクロ目) コミミズク等 (ハヤブサ目) チョウゲンボウ等	検査優先種1～3以 外の鳥種すべて

2 環境指導係

(1) 廃棄物関係業務

ア 一般廃棄物関係

一般廃棄物処理施設の設置や施設の維持管理に関する指導及び一般廃棄物の処理主体である市町村等に対する助言を行っている。

一般廃棄物処理施設設置状況（令和3年3月31日現在）

市町村	区分	一般廃棄物処理施設 (民間設置を含む。)
小郡市		1
うきは市		4
朝倉市		10
筑前町		4
東峰村		0
大刀洗町		0
計		19

イ 産業廃棄物関係

産業廃棄物に関する許可及び監視指導については、関係機関と連携して事業者を指導するなど、不適正処理の未然防止及び是正指導を行っている。

なお、主な取り組みは、次のとおり。

- ①北筑後地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成機関：警察署、消防本部、市町村、保健福祉環境事務所等）による事案の情報交換など
- ②産業廃棄物車両検問の実施（警察署等と合同）
- ③建設リサイクル法パトロールの実施（県土整備事務所と合同）
- ④民間警備会社委託による夜間及び休日のパトロールの実施

産業廃棄物処理施設設置状況（令和3年3月31日現在）

市町村	区分	産業廃棄物処理施設 (移動式を除く。)
小郡市		2
うきは市		2
朝倉市		11
筑前町		2
東峰村		0
大刀洗町		0
計		17

産業廃棄物処理業許可状況（令和3年3月31日現在）

産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			計
収 集 運 搬 業	処 分 業		収 集 運 搬 業	処 分 業		
	中間処理	最終処分		中間処理	最終処分	
744	41	0	71	0	0	856

産業廃棄物関係事業場立入検査件数及び行政指導等状況（令和2年度）

立入検査	厳重注意	改善命令
268	0	0

ウ 自動車リサイクル関係

自動車リサイクル法に基づく登録・許可に係る事務及び立入検査を実施している。

自動車リサイクル法関係事業者数（令和3年3月31日現在）

引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破砕業者数
41	18	11	0

エ PCB関係

PCB廃棄物等の保管事業者や所有事業者に対して立入調査等を行い、適正な保管や速やかな処理等について指導を行っている。

(2) 環境保全関係業務

ア 大気関係

大気汚染防止法、県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。排出基準の遵守状況については、燃料の抜取り調査等を行い確認している。

また、令和2年度、特定粉じん（石綿）排出等作業の届出は、3件あり、特定粉じんが飛散しないよう必要な措置の可否について立入検査を行った。

大気関係届出事業場数（令和3年3月31日現在）

区 分 市町村	ばい煙発生施設 (県条例対象も含む)	水銀排出施設	VOC排出施設	一般粉じん発生施設
小郡市	34	0	1	3
うきは市	34	0	1	4
朝倉市	66	1	0	8
筑前町	26	1	0	2
東峰村	1	0	0	0
大刀洗町	13	0	0	2
計	174	2	2	19

大気関係事業場立入検査件数（令和2年度）

工場・事業場数
8

イ 水質関係

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査を実施し、排水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況の把握とともに指導を行っている。

公共用水域については、管内河川の環境基準点5地点及び補助点1地点で、毎月水質検査を行っている。

水質関係届出事業場数（令和3年3月31日現在）

区分 市町村	特定事業場
小郡市	44
うきは市	78
朝倉市	233
筑前町	44
東峰村	15
大刀洗町	24
計	438

水質関係事業場立入検査件数（令和2年度）

特定事業場数
45

管内河川水質の推移と環境基準達成状況（BOD値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
隈上川	柳野橋	A	2以下	1.8	1.7	1.4	2.0	2.5
桂川	蝮城橋	A	2以下	2.4	1.8	1.5	2.5	2.9
佐田川上流	屋形原橋	A	2以下	1.5	2.2	1.2	1.9	1.9
佐田川下流	佐田川橋	A	2以下	2.1	2.4	1.7	2.4	2.4
小石原川	高成橋	A	2以下	1.8	2.5	1.5	2.3	2.6
宝満川	鬼川原橋	B	3以下	2.1	1.7	1.7	1.6	1.8
達成率 (%)				50% (3/6)	50% (3/6)	100% (6/6)	50% (3/6)	33% (2/6)

ウ 公害苦情関係

各種法令による規制を受ける工場・事業場に対する公害苦情は、規制基準が厳しく、かつ事業者の公害防止の意識が浸透してきたことにより減少傾向にある。しかし、最近の傾向として、家庭生活や小規模・未規制事業場に起因する苦情が増加しているため、市町村と連携して早期解決に努めている。

公害苦情件数（令和2年度）

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
10	4	0	0	0	0	1	0	15

※1件の苦情で複数の苦情申し立てがあった場合には、それぞれの区分に計上している。

エ 土壌汚染対策関係

土壌汚染対策法に基づく届出に係る事務及び調査・指導を行っている。

土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出数（令和2年度）

小郡市	9
うきは市	10
朝倉市	46
筑前町	4
東峰村	10
大刀洗町	4
計	83

オ ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、管内の関係工場・事業場の立入検査を行い、規制の対象となる廃棄物焼却炉について届出及びダイオキシン類の自主測定義務の履行について指導を行っている。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する特定事業場数

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村	大気基準適用施設			水質基準対象施設			計
	廃棄物 焼却炉	その他 (アルミ 関連等)	計	焼却炉の 廃ガス洗 浄施設等	下水道終 末処理施 設	灰の貯留 施設	
小郡市	1	0	1	0	0	0	0
うきは市	4	0	4	0	0	0	0
朝倉市	7	0	7	0	0	0	0
筑前町	2	0	2	0	0	0	0
東峰村	2	0	2	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0
計	16	0	16	0	0	0	0

カ P R T R法関係

事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届出し、国がその結果を集計・公表している。

P R T R法に基づく届出事業者数（令和3年3月31日現在）

久留米市	28
小郡市	4
うきは市	4
朝倉市	14
筑前町	4
東峰村	2
大刀洗町	1
計	57

※電子申請は除く

福岡県行政組織規則上、当事務所が久留米市のP R T R法の事務を所掌している。

資料

令和元年 北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態

	出生 (人口千対)		死亡 (人口千対)		乳児死亡 (出生千対)		新生児死亡 (出生千対)		周産期死亡 (出産千対)		死産 (出産千対)		婚姻 (人口千対)		離婚 (人口千対)		諸率の算出に 用いた人口 ※1	22週 以後の 死産数
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率		
全国	865,239	7.0	1,381,093	11.2	1,654	1.9	755	0.9	2,955	3.4	19,454	22.0	599,007	4.8	208,496	1.7	123,731,176	2,377
福岡県	39,754	7.9	54,099	10.7	90	2.3	35	0.9	123	3.1	911	22.4	25,777	5.1	9,774	1.9	5,039,000	96
管内	1,235	6.8	2,214	12.3	3	2.4	1	0.8	3	2.4	27	21.4	737	4.1	328	1.8	180,647	2
小郡市	385	6.7	545	9.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	10.3	215	3.7	86	1.5	57,572	0
うきは市	164	5.9	427	15.5	1	6.1	0	0.0	0	0.0	3	18.0	112	4.1	60	2.2	27,607	0
朝倉市	290	5.9	684	13.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	30.1	205	4.2	82	1.7	49,298	0
筑前町	241	8.2	330	11.3	1	4.1	0	0.0	1	4.1	9	36.0	139	4.7	70	2.4	29,264	1
東峰村	12	6.2	46	23.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	4.6	2	1.0	1,937	0
大刀洗町	143	9.6	182	12.2	1	7.0	1	7.0	2	13.9	2	13.8	57	3.8	28	1.9	14,969	1

* 周産期死亡率は周産期死亡数を妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもので除している。

* 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

(出典: 令和元年人口動態統計)

※1 福岡県人口移動調査(令和元年10月1日現在)より計算(総人口-外国人人口)したもの。

各率の計算式

出生率=出生数/人口×1000

死亡率=死亡数/人口×1000

乳児死亡率=乳児死亡数/出生数×1000

新生児死亡率=新生児死亡数/出生数×1000

周産期死亡率=周産期死亡数/(出生数+妊娠満22週以後の死産数)×1000

死産率=死産数/(出生数+死産数)×1000

婚姻率=婚姻件数/人口×1000

離婚率=離婚件数/人口×1000

管内市町村別高齢化率

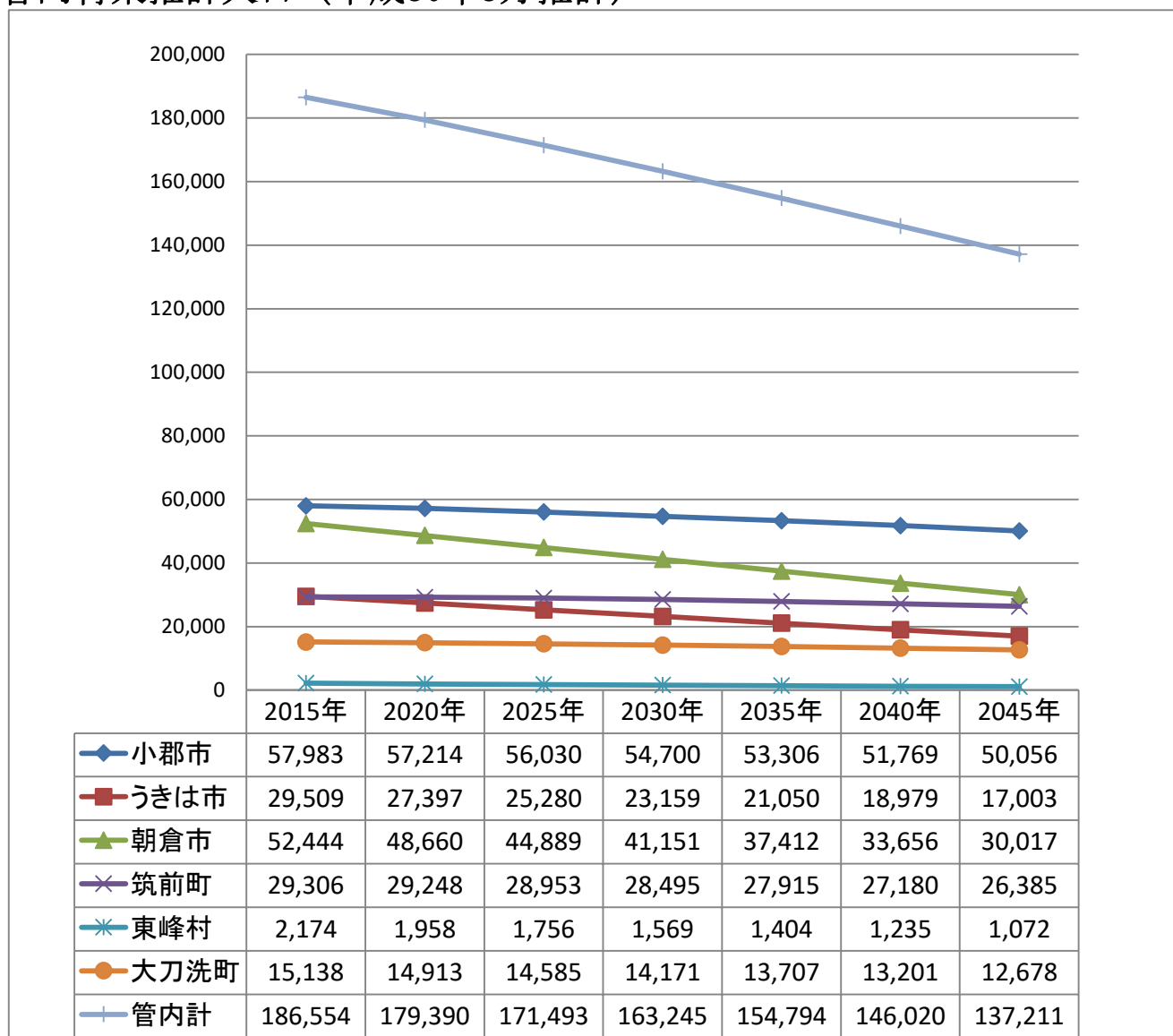
65歳以上人口一覧表（令和2年4月1日現在）

市町村名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	順位高(低)	75歳以上人口	後期高齢化率	順位高(低)
小郡市	59,578	16,316	27.4%		8,384	14.1%	
うきは市	29,059	10,013	34.5%		5,273	18.1%	
朝倉市	52,533	18,022	34.3%		9,259	17.6%	
筑前町	29,853	8,881	29.7%		4,201	14.1%	
東峰村	2,058	898	43.6%	1	524	25.5%	1
大刀洗町	15,670	4,342	27.7%		2,104	13.4%	
管内計	188,751	58,472	31.0%		29,745	15.8%	
県計 (政令市、中核市除く)	2,312,483	689,412	29.8%		343,268	14.8%	

出典：福岡県65歳以上人口一覧表（市町村別）（令和2年4月1日現在）

※各市町村において住民基本台帳に基づき把握した数値を集計

管内将来推計人口（平成30年3月推計）



出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

県・北筑後保健福祉環境事務所、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口10万対死亡率)

	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	福岡県	平成27年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離
人数		50,259	15,380	5,582	5,113	3,908	2,227	1,674	938	901	753	601
死亡率		994.5	304.3	110.5	101.2	77.3	44.1	33.1	18.6	17.8	14.9	11.9
28年			悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離	肝疾患
人数		51,006	15,531	5,788	5,133	3,830	2,468	1,701	941	825	779	619
死亡率		1009.2	307.3	114.5	101.6	75.8	48.8	33.7	18.6	16.3	15.4	12.2
29年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺	慢性閉塞性肺疾患	
人数	52,530	15,740	5,864	4,075	3,855	2,700	1,817	949	830	818	777	
死亡率	1040.0	311.6	116.1	80.7	76.3	53.5	36.0	18.8	16.4	16.2	15.4	
30年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患	
人数	53,309	15,474	6,414	3,987	3,930	2,921	1,798	1,040	805	784	727	
死亡率	1056.3	306.6	127.1	79.0	77.9	57.9	35.6	20.6	16.0	15.5	14.4	
令和元年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺	慢性閉塞性肺疾患	
人数	54,099	15,705	6,255	3,998	3,778	3,308	1,648	1,029	840	756	727	
死亡率	1073.6	311.7	124.1	79.3	75.0	65.6	32.7	20.4	16.7	15.0	14.4	
北筑後保健福祉環境事務所管内	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	平成27年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	自殺	糖尿病
	人数	2,190	732	256	233	209	110	72	43	39	38	27
	死亡率	1184.6	395.9	138.5	126.0	113.0	59.5	38.9	23.3	21.1	20.6	14.6
	28年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺	慢性閉塞性肺疾患	糖尿病・肝疾患
	人数	2,139	611	260	208	180	116	98	36	31	30	各25
死亡率	1160.3	331.4	141.0	112.8	97.6	62.9	53.2	19.5	16.8	16.3	13.6	
29年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺	
人数	2,388	668	278	192	190	124	120	48	42	41	37	
死亡率	1303.5	364.6	151.7	104.8	103.7	67.7	65.5	26.2	22.9	22.4	20.2	
30年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	腎不全自殺	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	高血圧	
人数	2,250	615	286	209	170	135	67	50	35	32	31	
死亡率	1237.3	338.2	157.3	114.9	93.5	74.2	36.8	27.5	19.2	17.6	17.0	
令和元年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	大動脈瘤及び解離	糖尿病	
人数	2,214	585	270	191	170	118	70	39	37	32	31	
死亡率	1225.6	323.8	149.5	105.7	94.1	65.3	38.7	21.6	20.5	17.7	17.2	

(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口^{*}10万対死亡率)

※ 福岡県人口移動調査より計算(総人口-外国人人口)したもの。

	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
小郡市	平成27年	570 992.0	悪性新生物 193 335.9	肺炎 62 107.9	心疾患 59 102.7	脳血管疾患 57 99.2	老衰・不慮の事故 各20 34.8		大動脈瘤及び解離・腎 各8 13.9		自殺 7 12.2	慢性閉塞性肺疾患 6 10.4
	28年	511 887.0	悪性新生物 167 289.9	心疾患 46 79.8	脳血管疾患 45 78.1	肺炎 43 74.6	老衰 24 41.7	不慮の事故 22 38.2	自殺 10 17.4	腎不全 9 15.6	慢性閉塞性肺疾患 8 13.9	糖尿病 5 8.7
	29年	606 1052.8	悪性新生物 206 357.9	心疾患 70 121.6	肺炎 52 90.3	脳血管疾患 48 83.4	老衰 26 45.2	不慮の事故 18 31.3	大動脈瘤及び解離・腎 各11 19.1		肝疾患・自殺 各9 15.6	
	30年	523 909.2	悪性新生物 150 260.8	心疾患 66 114.7	脳血管疾患 50 86.9	肺炎 35 60.8	老衰 27 46.9	不慮の事故 21 36.5	大動脈瘤及び解離・腎 各10 17.4		慢性閉塞性肺疾患 9 15.6	自殺 8 13.9
	令和元年	545 946.6	悪性新生物 168 291.8	心疾患 62 107.7	脳血管疾患 48 83.4	肺炎 32 55.6	老衰 31 53.8	不慮の事故 18 31.3	大動脈瘤及び解離 10 17.4	糖尿病 9 15.6	肝疾患 7 12.2	自殺 6 10.4
うきは市	平成27年	450 1530.8	悪性新生物 131 445.6	心疾患 43 146.3	脳血管疾患 38 129.3	肺炎 32 108.9	老衰 31 105.5	慢性閉塞性肺疾患 16 54.4	不慮の事故 13 44.2	肝疾患・自殺 各12 40.8		腎不全 10 34.0
	28年	424 1462.5	悪性新生物 129 445.0	心疾患 49 169.0	肺炎 39 134.5	老衰 36 124.2	脳血管疾患 31 106.9	不慮の事故 18 62.1	慢性閉塞性肺疾患・肝 各9 31.0		腎不全・自殺 各7 24.1	
	29年	431 1503.6	悪性新生物 119 415.2	心疾患 36 125.6	脳血管疾患 34 118.6	肺炎 33 115.1	老衰 26 90.7	不慮の事故 19 66.3	慢性閉塞性肺疾患・腎 各11 38.4		自殺 9 31.4	大動脈瘤及び解離 6 20.9
	30年	455 1616.5	悪性新生物 123 437.0	心疾患 47 167.0	老衰 44 156.3	脳血管疾患 39 138.6	肺炎 20 71.1	不慮の事故 11 39.1	慢性閉塞性肺疾患・腎 各10 35.5		高血圧 8 28.4	大動脈瘤及び解離 7 24.9
	令和元年	427 1546.7	悪性新生物 109 394.8	心疾患 52 188.4	脳血管疾患 33 119.5	肺炎 31 112.3	老衰 23 83.3	不慮の事故 14 50.7	慢性閉塞性肺疾患 10 36.2	腎不全 9 32.6	大動脈瘤及び解離・自殺 各8 29.0	
朝倉市	平成27年	791 1529.1	悪性新生物 258 498.7	心疾患 87 168.2	肺炎 73 141.1	脳血管疾患 70 135.3	老衰 28 54.1	不慮の事故 25 48.3	腎不全 13 25.1	慢性閉塞性肺疾患・自殺 各10 19.3		糖尿病 8 15.5
	28年	709 1376.2	悪性新生物 180 349.4	心疾患 91 176.6	肺炎 77 149.5	脳血管疾患 59 114.5	不慮の事故 38 73.8	老衰 33 64.1	糖尿病・高血圧性疾患・大動脈瘤及び解離・肝疾患・腎不全 各10 19.4			
	29年	784 1544.3	悪性新生物 181 356.5	心疾患 98 193.0	不慮の事故 66 130.0	肺炎 61 120.2	脳血管疾患 55 108.3	老衰 41 80.8	慢性閉塞性肺疾患 16 31.5	大動脈瘤及び解離・肝疾患 各15 29.5		高血圧性疾患 12 23.6
	30年	709 1417.7	悪性新生物 198 395.9	心疾患 87 174.0	肺炎 73 146.0	脳血管疾患 62 124.0	老衰 36 72.0	不慮の事故 20 40.0	腎不全 18 36.0	高血圧・肝疾患 各10 20.0		糖尿病 9 18.0
	令和元年	684 1387.5	悪性新生物 175 355.0	心疾患 71 144.0	肺炎 60 121.7	脳血管疾患 57 115.6	老衰 40 81.1	不慮の事故 23 46.7	腎不全 15 30.4	慢性閉塞性肺疾患 13 26.4	糖尿病 12 24.3	高血圧性疾患 11 22.3

管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)
 ※ 福岡県人口移動調査より計算(総人口-外国人人口)したもの。

年		死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
筑前町	平成27年	293 1004.4	悪性新生物 83 284.5	心疾患・肺炎 各44 150.8	脳血管疾患 15 51.4	慢性閉塞性肺疾患・老 各9 30.9	糖尿病・腎不全・不慮の事故・自殺 各5 17.1					
	28年	300 1030.6	悪性新生物 92 316.1	心疾患 52 178.6	肺炎 31 106.5	脳血管疾患 24 82.5	糖尿病 8 27.5	不慮の事故 7 24.0	老衰 6 20.6	大動脈瘤及び解離 5 17.2	慢性閉塞性肺疾患・自殺 各4 13.7	
	29年	332 1137.4	悪性新生物 94 322.0	心疾患 49 167.9	脳血管疾患 33 113.1	肺炎 30 102.8	老衰 9 30.8	不慮の事故・自殺 各8 27.4	大動脈瘤及び解離 6 20.6	慢性閉塞性肺疾患 5 17.1	糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・腎不全 各3 10.3	
	30年	346 1187.7	悪性新生物 92 315.8	心疾患 62 212.8	肺炎 27 92.7	脳血管疾患 24 82.4	不慮の事故 11 37.8	腎不全 9 30.9	慢性閉塞性肺疾患 8 27.5	高血圧・糖尿病 各6 20.6	老衰・大動脈瘤及び解離 各5 17.2	
	令和元年	330 1127.7	悪性新生物 74 252.9	心疾患 55 187.9	脳血管疾患・肺炎 各31 105.9	不慮の事故 12 41.0	老衰 10 34.2	慢性閉塞性肺疾患 9 30.8	糖尿病・自殺 各5 17.1	高血圧性疾患・肝疾患・腎不全 各4 13.7		
東峰村	平成27年	49 2258.1	悪性新生物 17 783.4	心疾患・肺炎 各5 230.4	老衰 4 184.3	不慮の事故 3 138.2	脳血管疾患 2 92.2	糖尿病・自殺 各1 46.1				
	28年	41 1954.2	悪性新生物・肺炎 各7 333.7	心疾患 5 238.3	老衰 4 190.7	脳血管疾患 3 143.0	高血圧性疾患 2 95.3	慢性閉塞性肺疾患・腎不全 各1 47.7				
	29年	51 2501.2	悪性新生物 8 392.3	心疾患 6 294.3	脳血管疾患・老衰・不慮の事故 各5 245.2	慢性閉塞性肺疾患 4 196.2	慢性閉塞性肺疾患・大動脈瘤及び解離・肺炎・喘息・肝疾患・腎不全・自殺 各1 49.0					
	30年	42 2110.6	悪性新生物 12 603.0	脳血管疾患 7 351.8	老衰 6 301.5	心疾患 5 251.3	肺炎・肝疾患 各2 100.5	腎不全 1 50.3				
	令和元年	46 2374.8	悪性新生物 10 516.3	心疾患 8 413.0	老衰 5 258.1	脳血管疾患・肺炎 各4 206.5	大動脈瘤及び解離・腎不全・不慮の事故 各1 51.6					
大刀洗町	平成27年	188 1257.8	悪性新生物 50 334.5	脳血管疾患 27 180.6	心疾患・老衰 各18 120.4	肺炎 17 113.7	不慮の事故 6 40.1	糖尿病 5 33.5	大動脈瘤及び解離・腎不全・自殺 各3 20.1			
	28年	154 1025.2	悪性新生物 36 239.7	脳血管疾患 18 119.8	心疾患 17 113.2	老衰 13 86.5	肺炎 11 73.2	腎不全 6 39.9	不慮の事故 4 26.6	自殺 3 20.0	大動脈瘤及び解離・慢性閉塞性肺疾患 各2 13.3	
	29年	184 1228.2	悪性新生物 60 400.5	心疾患 19 126.8	脳血管疾患・老衰 各17 113.5	肺炎 13 86.8	慢性閉塞性肺疾患 7 46.7	腎不全・不慮の事故 各4 26.7	糖尿病・大動脈瘤及び解離 各2 13.4			
	30年	175 1163.2	悪性新生物 40 265.9	脳血管疾患 27 179.5	心疾患 19 126.3	老衰 17 113.0	肺炎 13 86.4	不慮の事故 4 26.6	肝疾患 3 19.9	腎不全・糖尿病・大動脈瘤及び解離・自殺 各2 13.3		
	令和元年	182 1215.8	悪性新生物 49 327.3	心疾患 22 147.0	脳血管疾患 18 120.2	肺炎 12 80.2	老衰 9 60.1	大動脈瘤及び解離・肝疾患 各5 33.4	腎不全 4 26.7	糖尿病・高血圧性疾患・慢性閉塞性肺疾患 各3 20.0		

※死因分類はICD-10に準拠した「選択死因分類表」を用いている。
 ※心疾患は高血圧性を除く

出典:厚生労働省「人口動態統計」

北筑後保健福祉環境事務所管内の部位別にみた悪性新生物による死亡者数

村市名町	部位 年	食道	胃	結腸	直腸 S状結腸 移行部 及び直腸	肝及び 肝内胆管	胆のう 及び その他の 胆道	膵	気管、 気管支 及び肺	乳房	子宮	白血病
平成30年	13	61	65	24	56	34	55	137	17	10	20	
令和元年	18	51	55	30	46	32	61	109	21	14	13	
小郡市	平成29年	3	20	23	8	14	10	26	39	8	5	7
	平成30年	2	18	16	7	21	4	11	29	6	2	7
	令和元年	3	17	16	8	9	5	22	32	8	9	3
うきは市	平成29年	3	10	5	4	13	6	12	30	4	0	1
	平成30年	5	13	18	4	7	3	13	29	2	4	1
	令和元年	3	6	7	7	12	6	12	22	3	1	3
朝倉市	平成29年	2	23	22	7	20	11	17	30	4	3	2
	平成30年	2	18	22	9	15	14	21	42	7	3	6
	令和元年	6	15	16	9	18	14	18	29	7	1	4
筑前町	平成29年	1	9	14	2	7	3	7	20	3	1	1
	平成30年	3	7	7	4	10	5	7	20	1	1	4
	令和元年	2	7	10	2	6	2	4	19	2	0	3
東峰村	平成29年	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0
	平成30年	0	1	0	0	1	1	1	6	0	0	1
	令和元年	0	1	1	1	0	1	0	3	0	1	0
大刀洗町	平成29年	0	11	5	3	6	3	5	15	0	0	2
	平成30年	1	4	2	0	2	7	2	11	1	0	1
	令和元年	4	5	5	3	1	4	5	4	1	2	0

出典：厚生労働省「人口動態統計」

発 行

福岡県北筑後保健福祉環境事務所

〒838-0068

福岡県朝倉市甘木2014-1

電話：0946-22-4184

FAX：0946-24-9260



福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403184
登録年度	登録番号
03	0001